

# 四半期報告書

(第8期第2四半期) 自平成20年7月1日  
至平成20年9月30日



(E03610)

第8期第2四半期（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）

# 四半期報告書

- 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社りそなホールディングス

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	5
3 【関係会社の状況】 .....	5
4 【従業員の状況】 .....	5
第2 【事業の状況】 .....	6
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	6
2 【経営上の重要な契約等】 .....	6
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	7
第3 【設備の状況】 .....	23
1 【主要な設備の状況】 .....	23
2 【設備の新設、除却等の計画】 .....	23
第4 【提出会社の状況】 .....	24
1 【株式等の状況】 .....	24
2 【株価の推移】 .....	57
3 【役員の状況】 .....	59
第5 【経理の状況】 .....	60
1 【中間連結財務諸表】 .....	61
2 【その他】 .....	121
3 【中間財務諸表】 .....	122
4 【その他】 .....	135
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	136

中間監査報告書

確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成20年11月27日

**【四半期会計期間】** 第8期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

**【会社名】** 株式会社りそなホールディングス

**【英訳名】** Resona Holdings, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表執行役社長 檜垣誠司

**【本店の所在の場所】** 大阪府中央区備後町二丁目2番1号

**【電話番号】** 大阪(06)6268 - 7400(代表)

**【事務連絡者氏名】** 財務部長 野村 眞

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

**【電話番号】** 東京(03)3287 - 2131(代表)

**【事務連絡者氏名】** 東京本社財務部グループリーダー 大橋 寛之

**【縦覧に供する場所】** 株式会社りそなホールディングス東京本社  
(東京都千代田区大手町一丁目1番2号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成18年度	平成19年度
		(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	574,744	551,321	514,510	1,153,316	1,114,441
うち連結信託報酬	百万円	19,628	20,485	18,837	40,438	41,380
連結経常利益	百万円	207,250	127,521	37,035	409,855	233,712
連結中間純利益	百万円	460,995	120,231	86,390	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	664,899	302,818
連結純資産額	百万円	2,238,962	2,441,991	2,483,000	1,970,139	2,524,656
連結総資産額	百万円	39,436,046	39,392,119	39,261,407	39,985,678	39,916,171
1株当たり純資産額	円	△44,609.17	△19,392.98	△14,420.22	△23,676.18	△13,711.01
1株当たり中間純利益金額	円	40,449.00	10,550.40	7,585.43	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	53,933.18	23,690.06
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	24,475.56	6,682.94	3,916.22	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	34,237.60	16,401.22
自己資本比率	%	5.2	5.8	6.0	4.5	6.0
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,383,206	△1,423,995	709,476	21,119	△1,153,782
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	774,266	468,438	△811,080	363,230	589,524
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	95,015	419,654	△56,483	△538,537	396,337
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	961,793	785,669	995,648	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	1,321,557	1,153,744
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	16,620 [15,525]	16,610 [15,291]	16,843 [15,185]	16,245 [15,476]	16,344 [15,532]
合算信託財産額	百万円	32,648,407	35,822,866	35,620,048	34,203,001	36,733,534

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して計算しております。
- 4 合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算しております。
- 5 平成20年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

## (2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
営業収益	百万円	261,526	391,603	52,332	395,828	600,477
経常利益	百万円	256,030	385,052	49,512	384,444	590,287
中間純利益	百万円	287,585	388,997	58,133	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	419,123	624,674
資本金	百万円	327,201	327,201	327,201	327,201	327,201
発行済株式総数	千株	普通株式 11,399 優先株式 9,463	普通株式 11,399 優先株式 8,964	普通株式 11,399 優先株式 8,964	普通株式 11,399 優先株式 8,825	普通株式 11,399 優先株式 8,964
純資産額	百万円	1,336,114	1,705,100	1,943,637	897,518	1,940,702
総資産額	百万円	1,728,692	2,058,918	2,230,149	1,364,041	2,227,950
1株当たり配当額	円	普通株式 — 乙種第一回優 先株式 — 丙種第一回優 先株式 — 丁種第一回優 先株式 — 戊種第一回優 先株式 — 己種第一回優 先株式 — 第1種第一回 優先株式 — 第2種第一回 優先株式 — 第3種第一回 優先株式 — 第4種 優先株式 —	普通株式 — 乙種第一回優 先株式 — 丙種第一回優 先株式 — 戊種第一回優 先株式 — 己種第一回優 先株式 — 第1種第一回 優先株式 — 第2種第一回 優先株式 — 第3種第一回 優先株式 — 第4種 優先株式 — 第5種 優先株式 — 第9種 優先株式 —	普通株式 — 乙種第一回優 先株式 — 丙種第一回優 先株式 — 戊種第一回優 先株式 — 己種第一回優 先株式 — 第1種第一回 優先株式 — 第2種第一回 優先株式 — 第3種第一回 優先株式 — 第4種 優先株式 — 第5種 優先株式 — 第9種 優先株式 —	普通株式 1,000 乙種第一回優 先株式 6,360 丙種第一回優 先株式 6,800 丁種第一回優 先株式 10,000 戊種第一回優 先株式 14,380 己種第一回優 先株式 18,500 第1種第一回 優先株式 1,688 第2種第一回 優先株式 1,688 第3種第一回 優先株式 1,688 第4種 優先株式 57,918	普通株式 1,000 乙種第一回優 先株式 6,360 丙種第一回優 先株式 6,800 戊種第一回優 先株式 14,380 己種第一回優 先株式 18,500 第1種第一回 優先株式 2,564 第2種第一回 優先株式 2,564 第3種第一回 優先株式 2,564 第4種 優先株式 99,250 第5種 優先株式 54,622 第9種 優先株式 26,769
自己資本比率	%	77.3	82.8	87.2	65.8	87.1
従業員数	人	401	484	503	427	474

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	16,843[15,185]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員15,580人を含んでおりません。  
2 臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当社の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	503 [18]
---------	----------

- (注) 1 当社の従業員は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他2社からの出向者です。なお、嘱託及び臨時従業員24人を含んでおりません。  
2 臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

(株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社の合併基本合意について)

当子会社である株式会社りそな銀行と、同じく子会社であるりそな信託銀行株式会社は、関係当局の認可を前提として平成21年4月1日を目途に合併することについて基本合意いたしました。合併の趣旨および基本合意の概要は以下の通りです。

#### 合併の趣旨

りそなグループは、従来より取組んでまいりました差別化戦略を更に徹底するため、経営課題解決型ビジネスへの転換を掲げております。株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社の合併により、両社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスのレベルを高め、グループ価値の向上を目指してまいります。

#### 基本合意の概要

合併期日 : 合併は、平成21年4月1日を目途とします。

合併形態 : 株式会社りそな銀行を存続会社とします。

合併比率 : 合併比率は、今後検討のうえ決定します。

受託者責任 : 合併に向けては、信託における受託者責任を認識したうえで、信託受益者の利益の維持・継続の観点も踏まえ、検討を進めてまいります。

人事制度 : 合併後の株式会社りそな銀行の人事制度につきましては、りそな信託銀行株式会社における信託業務にかかる専門性の維持・向上の観点も踏まえ、今後検討のうえ決定します。

合併推進体制 : 当社、株式会社りそな銀行、ならびにりそな信託銀行株式会社の3社で構成する「合併推進委員会」を設置し、合併にかかる重要事項を検討してまいります。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結会社)が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

##### (金融経済環境)

当四半期連結会計期間の世界経済は先進国を中心に減速の動きが広がりました。米国経済は雇用環境が悪化するなかで住宅投資の減少が続き、停滞しました。欧州経済はインフレ率の上昇から消費が弱めの動きとなり、輸出も海外景気の減速を受け低調に推移しました。また一部地域には住宅市場の深い調整が見られました。一方、新興国や資源国はインフレ率の上昇が重しとなりましたが、総じて景気拡大基調を維持しました。

わが国経済は減速基調となりました。輸出は新興国向けが底堅かったものの、米国向けの落ち込みが加速しました。設備投資は企業の景況感悪化を背景に増勢が鈍化しました。また企業の人件費抑制姿勢に変化はなく賃金上昇率は軟化し、雇用情勢も悪化しました。こうした環境のもとで消費マインドは弱い状況が継続し、個人消費は減速しました。国内企業物価は国際商品価格の高騰を背景に上昇傾向を強め、消費者物価指数(全国、除く生鮮食品)も前年比のプラス幅が拡大しました。

金融資本市場は、米国で金融機関の経営不安が再燃したため、株価は下落し金利も低下基調となりました。長期金利(新発10年国債市場利回り)は徐々に低下し1.4%台を中心とした動きとなりました。株式市場では日経平均が1万1000円に迫りました。円の対ドルレートはドル買戻しの流れから一旦110円台まで円安が進行しましたが、当四半期連結会計期間末にかけて米国の金融システム不安の高まりを背景に円売りの動きが一服しました。一方、短期金利は日本銀行が金融政策の運営方針を据え置きとしたことから横ばい圏での推移となりました。

##### (経営方針)

当グループは、公的資金による多額の資本増強を真摯に受け止め、平成15年11月に集中再生期間における計画として、経営の健全化のための計画(以下、健全化計画)を策定・公表し、徹底した財務改革を中心に再生のための基礎を構築いたしました。平成16年11月には、「リストラから営業力強化へ」をテーマに、集中再生期間後の「再生」から「飛躍」に向けた新たなステージにおける健全化計画を策定・公表いたしました。平成18年11月には、「差別化戦略の徹底による持続的成長」により「公的資金返済」を実現していく計画を策定・公表し、質を重視した成長戦略を進めてまいりました。

こうした改革の成果を踏まえ、平成24年3月末までを新たな計画期間とする「経営の健全化のための計画」を平成20年11月に公表いたしました。本計画期間においては、『りそな』の差別化戦略を徹底し、更なる「事業領域の選択と集中」(重点地域・重点ビジネスの再整理)や、「りそなスタイルの確立」(新しい企業文化の創造、個の重視、信頼度No.1への挑戦)に取り組むことで、「真のリテールバンク『りそな』」の姿をお示ししてまいります。

『りそな』の目指すリテールバンクの姿とは、個人・法人を問わず、地域に根付いたきめ細かなリレーションを構築し、お客さま本位のビジネスを行う金融サービス企業であります。個人のお客さまには、人生の様々な場面で活用いただける最適な商品・サービスをご提供することにより、豊かな生活設計をサポートしてまいります。また、法人のお客さまには、事業の様々な場面で経営課題の解決に向けた最適な提案をすることにより、事業の成長をサポートしてまいります。

こうした取組みにより、金融サービス企業として他の追随を許さないリテールバンクのフロントランナーとしての地位を確立し、個人のお客さま、中堅・中小企業のお客さまとのお取引からの「リテール収益の拡大」と、質を重視した収益拡大の指標である「RORA (Return on Risk weighted Asset) の向上」を目指してまいります。

また、当グループは、各子会社・関連会社が特長を活かしつつグループに貢献することにより、グループ企業価値の最大化を目指しております。グループ商業銀行については、地域に根ざした金融機関として、引き続きお客さまや地域に軸足を置いた運営を徹底し、地域の資金ニーズに積極的に対応するなど地域に貢献してまいります。りそな信託銀行については、グループ商業銀行との連携強化の取組みを更に加速させるべく、関係当局の承認を前提として、りそな信託銀行とりそな銀行を平成20年11月公表の健全化計画期間中に合併させる方針といたしております。商業銀行の豊富なお客さま基盤と信託銀行の高い専門性を有機的に結合させ、信頼と信認をベースとしたお客さまとのリレーションを軸に、信託機能を活用したソリューションをご提供してまいります。傘下銀行以外の国内子会社・関連会社については、引き続き内部統制の強化に努めるとともに、各傘下銀行との緊密な連携を行い、グループの企業価値の向上を実現してまいります。

(業績)

当四半期連結会計期間における財政状態及び経営成績は、以下のとおりとなりました。

総資産は39兆2,614億円と前連結会計年度末比6,547億円の減少となりました。

資産では、有価証券が前連結会計年度末比7,765億円増加して7兆4,952億円に、特定取引資産が前連結会計年度末比1,362億円増加して5,821億円となりましたものの、コールローン及び買入手形は前連結会計年度末比4,414億円減少して1兆2,028億円に、貸出金は前連結会計年度末比4,152億円減少して25兆6,372億円に、現金預け金は前連結会計年度末比4,008億円減少して1兆6,447億円にそれぞれなっております。

負債につきましては、売現先勘定が前連結会計年度末比6,255億円増加して6,425億円となりましたものの、預金は前連結会計年度末比7,319億円減少して30兆9,034億円に、譲渡性預金は前連結会計年度末比1,621億円減少して1兆1,999億円に、コールマネー及び売渡手形は前連結会計年度末比1,005億円減少して3,277億円にそれぞれなっております。なお、定期預金は前連結会計年度末比1,162億円増加し12兆4,098億円となっております。

純資産の部につきましては、中間純利益の計上等により株主資本合計が前連結会計年度末比477億円増加して2兆2,379億円となりました一方、その他有価証券評価差額金の減少などにより評価・換算差額等合計が前連結会計年度末比872億円減少して1,109億円に、少数株主持分が前連結会計年度末比21億円減少して1,340億円となっております。以上の結果、純資産の部全体では前連結会計年度末比416億円減少して2兆4,830億円となっております。

なお、優先株式に係る純資産を控除して計算した1株当たりの純資産は△14,420円22銭となっております。

当中間連結会計期間における経営成績につきましては、以下のとおりであります。

経常収益は前中間連結会計期間比368億円減少し、5,145億円となりました。内訳をみますと、貸出金利息が利回りの改善などにより前中間連結会計期間比34億円増加して2,852億円となりましたものの、市況の悪化などに伴う投資信託販売や不動産関連手数料の不調により役務取引等収益が前中間連結会計期間比152億円減少して870億円に、特定取引収益が前中間連結会計期間比111億円減少して20億円となりました。

経常費用は、前中間連結会計期間比536億円増加して4,774億円となりました。内訳をみますと、債券関係損益の改善などにより、その他業務費用が前中間連結会計期間比333億円減少して121億円になりましたものの、一部業種、大口先を中心とした償却・引当が増加したことなどにより、その他経常費用が前中間連結会計期間比798億円増加して1,718億円となっております。なお、営業経費につきましては、ほぼ前中間連結会計期間と同水準の1,901億円となっております。

特別利益につきましては、当社の子会社である株式会社りそな銀行が東京本社ビルを売却した固定資産処分益の計上などにより、前中間連結会計期間比899億円増加して1,179億円となりました。また特別損失は前中間連結会計期間比25億円増加して53億円となっております。なお、法人税等調整額が前中間連結会計期間比359億円増加して552億円となっておりますが、当社の子会社の株式会社りそな銀行で前連結会計年度に計上した東京本社ビル売却に伴う繰延税金資産を取崩したことが主因となっております。

以上の結果により、連結経常利益は前中間連結会計期間比904億円減少し370億円に、連結中間純利益は前中間連結会計期間比338億円減少して863億円となりました。また1株当たり中間純利益は、7,585円43銭となっております。

当四半期連結会計期間における経営成績につきましては、以下のとおりであります。経常収益は2,701億円となりました。内訳をみますと、貸出金利息や有価証券利息配当金を含む資金運用収益が1,751億円、信託報酬が123億円、役務取引等収益が463億円、その他経常収益が146億円となりました。

経常費用は、2,567億円となりました。内訳では、資金調達費用が366億円、役務取引等費用が130億円、営業経費が943億円、貸倒引当金繰入額や貸出金償却を含むその他経常費用が1,040億円になりました。

特別利益につきましては、償却債権取立益等により55億円に、また特別損失は減損損失等により47億円となりました。

以上により、連結経常利益は133億円に、連結四半期純利益は47億円となりました。また1株当たり四半期純利益は417円8銭となっております。なお、当社グループの事業中、事業の種類別では銀行信託業務が、所在地別では本邦における業務が、各々大宗を占めております。

また、当四半期連結会計期間は、四半期連結財務諸表の作成初年度であるため、前四半期連結会計期間との対比は行っておりません。

当社（単体の）経営成績につきましては、傘下銀行からの受取配当金の減少などを主因として、営業収益は前中間会計期間比3,392億円減少して523億円に、経常利益は前中間会計期間比3,355億円減少して495億円となりました。また、税金費用などを加味した後の中間純利益は、前中間会計期間比3,308億円減少して581億円となっております。

(平成20年9月末における剰余金の分配可能額について)

会社法第461条では、剰余金の配当等を行った場合の効力発生日における剰余金の分配可能額について定めています。当社では、平成20年9月30日（中間決算日）を臨時決算日とする臨時計算書類を作成しておりますので、同日における分配可能額は、臨時期間純利益を反映した上で、1兆2,892億円となりました。

また、当社の子会社であるりそな銀行の分配可能額（平成20年9月30日現在）は、2,946億円であります。（臨時計算書類は作成しておりません。）

国内・海外別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は、国内は1,367億円、海外は27億円となり、合計（相殺消去後、以下同じ）では、1,385億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ123億円、138億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大半を占めており、それぞれ合計では333億円、△8億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	136,713	2,770	981	138,503
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	174,120	3,525	2,508	175,137
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	37,407	755	1,527	36,634
信託報酬	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	12,384	—	—	12,384
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	33,201	115	—	33,317
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	46,201	128	—	46,330
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	12,999	13	—	13,013
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	13,806	—	—	13,806
うち特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	14,148	—	—	14,148
うち特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	341	—	—	341
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	△952	93	2	△861
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	7,445	42	—	7,487
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	8,398	△51	△2	8,349

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

国内・海外別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役務取引等収益合計は463億円、役務取引等費用合計は130億円となり、役務取引等収支合計では333億円となりました。なお、国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	46,201	128	—	46,330
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	7,341	40	—	7,381
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	9,454	88	—	9,543
うち信託関連業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	5,482	—	—	5,482
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	7,178	—	—	7,178
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	3,553	—	—	3,553
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	901	0	—	901
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	3,771	—	—	3,771
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	12,999	13	—	13,013
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	2,154	—	—	2,154

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

国内・海外別特定取引の状況

当第2四半期連結会計期間の特定取引収益は141億円、特定取引費用は3億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	14,148	—	—	14,148
うち商品有価証券収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	171	—	—	171
うち特定取引有価証券収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	12,996	—	—	12,996
うちその他の特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	980	—	—	980
特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	341	—	—	341
うち商品有価証券費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	341	—	—	341
うち特定金融派生商品費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。  
 2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成19年9月30日	31,067,553	41,018	—	31,108,571
	平成20年9月30日	30,859,159	44,295	—	30,903,455
うち流動性預金	平成19年9月30日	18,001,874	17,819	—	18,019,693
	平成20年9月30日	17,633,617	20,476	—	17,654,093
うち定期性預金	平成19年9月30日	12,421,367	23,198	—	12,444,566
	平成20年9月30日	12,386,042	23,818	—	12,409,861
うちその他	平成19年9月30日	644,312	—	—	644,312
	平成20年9月30日	839,499	—	—	839,499
譲渡性預金	平成19年9月30日	1,518,540	—	—	1,518,540
	平成20年9月30日	1,199,970	—	—	1,199,970
総合計	平成19年9月30日	32,586,093	41,018	—	32,627,111
	平成20年9月30日	32,059,129	44,295	—	32,103,425

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金＋定期積金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	25,806,342	100.00	25,579,750	100.00
製造業	2,655,694	10.29	2,625,488	10.26
農業	19,113	0.07	16,502	0.06
林業	3,687	0.01	1,570	0.01
漁業	8,133	0.03	7,777	0.03
鉱業	19,373	0.08	19,111	0.08
建設業	785,111	3.04	795,950	3.11
電気・ガス・熱供給・水道業	64,572	0.25	71,954	0.28
情報通信業	268,367	1.04	279,546	1.09
運輸業	597,663	2.32	584,914	2.29
卸売・小売業	2,631,172	10.20	2,565,581	10.03
金融・保険業	643,331	2.49	583,876	2.28
不動産業	2,712,308	10.51	2,603,142	10.18
各種サービス業	2,283,718	8.85	2,091,466	8.18
地方公共団体	681,911	2.64	797,824	3.12
その他	12,432,180	48.18	12,535,041	49.00
海外及び特別国際金融取引勘定分	51,781	100.00	57,485	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	51,781	100.00	57,485	100.00
合計	25,858,123	—	25,637,236	—

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。  
 2 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には下記の計数が含まれております。

	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	11,349,250	43.98	11,495,106	44.93

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算しております。

信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産

科目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	140,978	0.40	119,121	0.33	126,327	0.34
有価証券	8,919,664	24.90	7,793,652	21.88	9,059,990	24.67
信託受益権	25,306,296	70.64	26,247,471	73.69	26,115,140	71.09
受託有価証券	327	0.00	372	0.00	327	0.00
金銭債権	384,116	1.07	348,948	0.98	374,501	1.02
有形固定資産	624,542	1.74	682,711	1.92	632,020	1.72
無形固定資産	3,320	0.01	3,568	0.01	4,165	0.01
その他債権	15,033	0.04	11,269	0.03	15,022	0.04
銀行勘定貸	382,833	1.07	377,925	1.06	367,996	1.00
現金預け金	45,753	0.13	35,007	0.10	38,043	0.11
合計	35,822,866	100.00	35,620,048	100.00	36,733,534	100.00

負債

科目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	15,500,498	43.27	14,904,902	41.85	16,025,426	43.63
年金信託	4,822,696	13.46	4,173,750	11.72	4,761,549	12.96
財産形成給付信託	1,598	0.00	1,011	0.00	1,272	0.00
投資信託	13,235,959	36.95	14,255,642	40.02	13,748,252	37.43
金銭信託以外の金銭の信託	214,618	0.60	236,148	0.66	171,894	0.47
有価証券の信託	553,331	1.55	519,078	1.46	523,695	1.43
金銭債権の信託	402,721	1.12	370,841	1.04	398,201	1.08
土地及びその定着物の信託	152,653	0.43	121,237	0.34	121,327	0.33
土地及びその定着物の 賃借権の信託	4,759	0.01	4,771	0.01	4,691	0.01
包括信託	934,028	2.61	1,032,663	2.90	977,222	2.66
合計	35,822,866	100.00	35,620,048	100.00	36,733,534	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 合算対象の連結子会社

前中間連結会計期間末 株式会社りそな銀行及びりそな信託銀行株式会社

当中間連結会計期間末 同上

前連結会計年度 同上

3 共同信託他社管理財産

前中間連結会計期間末 2,468,770百万円

当中間連結会計期間末 2,133,765百万円

前連結会計年度 2,338,486百万円

貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	679	0.48	534	0.45
農業	—	—	—	—
林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—
建設業	573	0.40	461	0.39
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業	380	0.27	289	0.24
卸売・小売業	875	0.62	542	0.46
金融・保険業	31,609	22.42	26,056	21.87
不動産業	6,396	4.54	4,345	3.65
各種サービス業	883	0.63	768	0.64
地方公共団体	—	—	—	—
その他	99,583	70.64	86,123	72.30
合計	140,978	100.00	119,121	100.00

(注) 「その他」には、下記の計数が含まれています。

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	82,701	58.66	72,317	60.70

元本補てん契約のある信託の運用／受入状況  
金銭信託

科目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	140,744	29.80	119,000	26.94	126,144	29.03
有価証券	—	—	—	—	—	—
その他	331,550	70.20	322,759	73.06	308,320	70.97
資産計	472,294	100.00	441,760	100.00	434,464	100.00
元本	471,455	99.82	440,982	99.82	433,580	99.80
債権償却準備金	423	0.09	358	0.08	380	0.09
その他	416	0.09	419	0.10	504	0.11
負債計	472,294	100.00	441,760	100.00	434,464	100.00

(注) 1 信託財産の運用のために再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間末 貸出金140,744百万円のうち、破綻先債権額は44百万円、延滞債権額は26,653百万円、3ヵ月以上延滞債権額は8百万円、貸出条件緩和債権額は4,230百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は30,937百万円であります。

当中間連結会計期間末 貸出金119,000百万円のうち、破綻先債権額は46百万円、延滞債権額は19,709百万円、3ヵ月以上延滞債権額は112百万円、貸出条件緩和債権額は3,912百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は23,781百万円であります。

前連結会計年度 貸出金126,144百万円のうち、破綻先債権額は104百万円、延滞債権額は20,021百万円、3ヵ月以上延滞債権額は1百万円、貸出条件緩和債権額は3,963百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は24,090百万円であります。

## (資産の査定)

### (参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

#### 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

### 資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4	3
危険債権	262	194
要管理債権	42	40
正常債権	1,098	952

## (2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、コールローンの減少などにより、5,711億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の取得による支出などにより3,593億円の支出となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出などにより111億円の支出となりました。これらの結果、現金及び現金同等物は、当第2四半期連結会計期間の期首残高に比べ2,006億円増加して9,956億円となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当グループは、「真のリテールバンクの確立」のため、平成20年11月に新たな「経営の健全化のための計画」を公表し、この計画に基づいて、『りそな』の差別化戦略を徹底し、更なる「事業領域の選択と集中」（重点地域・重点ビジネスの再整理）や、「りそなスタイルの確立」（新しい企業文化の創造、個の重視、信頼度No.1への挑戦）に取り組んでまいります。

### 事業領域の選択と集中

当グループは、『りそな』の強みを発揮できる地域（エリア）・事業分野（ビジネス）に経営資源を集中的に配分してまいります。

#### （重点地域）

当グループの重点地域を、大阪・埼玉・東京とする考えに変更はございませんが、平成20年4月に新設した金融マーケティング研究所の調査・分析機能を活用したきめ細かなエリアマーケティングをベースに、従来以上に地域やビジネスの特性に応じた経営資源の最適配分を実施してまいります。

#### （重点ビジネス）

当グループは、『りそな』の強みである5大ビジネス（「中小企業取引」「個人ローン」「金融商品販売」「不動産」「企業年金」）を、「個人分野の強化」「信託機能の強化」「ソリューション提供力の強化」を切り口に、マーケットインの発想で事業領域として再整理し、今まで以上にお客さま本位のビジネスを展開するべく努めてまいります。

#### ・個人ビジネス

少子高齢化や高度情報化等の進展によるお客さま主導型社会が到来するなか、個人のお客さまには、個人ローンや資産運用商品等、人生の様々な場面で活用いただける最適な商品・サービスをご提供してまいります。

具体的には、「お客さまへの付加価値の提供」を行動の起点としたお客さま本位のビジネスにこだわり、お客さまのセグメント毎の担当の明確化、お客さま接点の拡充、CRM（カスタマー・リレーションシップ・マネジメント）の活用により集積されたお客さま情報に基づく営業推進やマーケティングの強化に努めてまいります。これにより、当グループが得意とする個人ローン・資産運用・資産承継等のコンサルティングやご提案を的確にさせていただき、お客さまの豊かな生活設計をサポートすることで、生涯に亘りお取引していただくことを目指してまいります。

## ・法人ビジネス

グローバル化による経営環境の急速な変化や市場の成熟化に伴い、お客さまの抱える経営課題も複雑化・多様化するなか、当グループは、セグメント毎の担当制と支援機能の充実や、質を重視した営業活動により、お客さま1社1社とのリレーションを大切にまいります。営業現場と本部が一体となって知恵やスキルを結集させることで、お客さまの抱える経営課題に最適な解決策（中小企業貸出・不動産・企業年金等）をご提供できる経営課題解決型のビジネスを展開してまいります。

### りそなスタイルの確立

当グループは、ローコスト運営による生産性追求、お客さまに軸足を置いた業務運営の変革、及び差別化戦略を支えるサービス改革に取り組んでまいりました。引き続き、差別化のためのこれらの変革を更に深化させ、「新しい企業文化の創造」「個の重視」「信頼度No.1への挑戦」に取り組み、定着を図ることにより「りそなスタイル」を確立し、リテールバンクのフロントランナーを目指してまいります。

### （新しい企業文化の創造）

当グループは、差別化された業務運営を確立するため、ローコスト運営・営業力強化・オペレーション改革を進めてまいりました。こうした改革を継続して、更なる生産性の向上・リスク管理の高度化・競争力の向上に向け、ペーパーレス事務運営・ワークスタイルの変革・マーケティングの強化に取り組む、新しい企業文化を創造してまいります。

### （個の重視）

当グループは、お客さまとのリレーションの向上や、ダイバーシティマネジメントへの挑戦を課題として、地域運営等様々な差別化戦略を実施してまいりました。引き続き、お客さま一人ひとり、従業員一人ひとりを大切に、リレーションの強化や人材改革に取り組んでまいります。

### （信頼度No.1への挑戦）

当グループは、“金融サービス企業の基本は「信頼」である”との認識のもと、誠実かつ正確なサービス提供と社会や地域への貢献に努め、信頼度No.1企業を目指してまいりました。昨今の世界的な金融市場の混乱のなか、当グループは今一度この認識に立ち返り、お客さまから「永く取引をしたい銀行」と認めていただけるように「サービス改革」や「CSR」への取り組みを強化してまいります。

傘下銀行と同様に、それ以外の国内子会社・関連会社についても、引き続き内部統制の強化に努めるとともに、お客さまの多様化する金融ニーズへの対応に向けた専門性や、グループのローコスト・オペレーションに資する効率性の向上にも継続的に取り組んでまいります。これにより、個社でのマーケット競争力向上を目指すとともに、グループの共通プラットフォームとして各傘下銀行と緊密な連携を行うことで、グループ企業価値の向上を実現してまいります。

当グループは、『りそな』の原点である地域に密着した金融機関としての姿勢や地域のお客さまを大切にすることをこれまで以上に徹底してまいります。さらに、これからも様々な変革に挑戦することにより、「真のリテールバンクの確立」を目指してまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当第2四半期連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

会社名 (すべて連結子会社)	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
株式会社りそな銀行	柏支店	千葉県柏市	新築	店舗	154	855	平成20年8月
株式会社近畿大阪銀行	本店及び 営業店他	大阪市中央区 他	更改	システム全般	—	—	平成20年7月

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

当第2四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

会社名 (連結子会社)	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
					総額	既支払額			
りそなカード 株式会社	東京本社	東京都 中央区	移転	本部	170	—	自己資金	平成20年12月	平成21年2月

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	73,000,000
乙種優先株式	272,202
丙種優先株式	120,000
戊種優先株式	9,576
己種優先株式	80,000
第1種優先株式	2,750,000
第2種優先株式	2,817,808
第3種優先株式	2,750,000
第4種優先株式	100,000
第5種優先株式	100,000
第6種優先株式	100,000
第7種優先株式	100,000
第8種優先株式	100,000
第9種優先株式	100,000
計	82,399,586 (注)

(注) 平成20年5月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各1株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年6月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)施行日の前日であり、同日を効力発生日として当会社の発行可能株式総数は次のとおりになります。  
当社が発行することのできる株式の総数は、8,239,958,600株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりです。

普通株式	7,300,000,000株
乙種優先株式	27,220,200株
丙種優先株式	12,000,000株
戊種優先株式	957,600株
己種優先株式	8,000,000株
第1種優先株式	275,000,000株
第2種優先株式	281,780,800株
第3種優先株式	275,000,000株
第4種優先株式	10,000,000株
第5種優先株式	10,000,000株
第6種優先株式	10,000,000株
第7種優先株式	10,000,000株
第8種優先株式	10,000,000株
第9種優先株式	10,000,000株

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,399,576.917	同左(注)1	大阪証券取引所 (市場第一部) 東京証券取引所 (市場第一部)	議決権あり
乙種第一回優先株式	272,202	同左(注)1	—	(注)2、12
丙種第一回優先株式	120,000	同左(注)1	—	(注)3、13
戊種第一回優先株式	9,576	同左(注)1	—	(注)4、14
己種第一回優先株式	80,000	同左(注)1	—	(注)5、15
第1種第一回優先株式	2,750,000	同左(注)1	—	議決権あり(注)6、16
第2種第一回優先株式	2,817,807.861	同左(注)1	—	議決権あり(注)7、17
第3種第一回優先株式	2,750,000	同左	—	議決権あり(注)8、18
第4種優先株式	25,200	同左	—	(注)9、19
第5種優先株式	40,000	同左	—	(注)10、20
第9種優先株式	100,000	同左	—	(注)11、21
計	20,364,362.778	同左(注)1	—	—

(注) 1 「提出日現在発行数」には、平成20年11月1日からこの四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減は含まれておりません。

2 乙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 乙種優先配当金

乙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の乙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり乙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に乙種優先中間配当金を支払ったときは、当該乙種優先中間配当金の額を控除した額とする。

乙種優先配当金の額は、乙種優先株式1株につき6,360円とする。

非累積条項

ある事業年度において、乙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

乙種優先株主に対しては、乙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

乙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき乙種優先配当金の額の2分の1を上限として、乙種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき600,000円を支払う。乙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

取得を請求し得べき期間

平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

引換比率

乙種優先株式1株につき、発行する普通株式数は3.125株とする。

引換比率の修正

引換比率は、平成20年7月1日以降は修正しない。

引換比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換比率を調整する。

(5) 取得条項

平成21年3月31日までに引換請求のなかった乙種優先株式は、平成21年4月1日をもって、乙種優先株式1株の払込金相当額(600,000円)を平成21年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、100,000円を下回るときは、乙種優先株式1株の払込金相当額(600,000円)を100,000円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

乙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

乙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、乙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において乙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において乙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、乙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、乙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、乙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、乙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

3 丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 丙種優先配当金

丙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。

丙種優先配当金の額は、丙種優先株式1株につき6,800円とする。

非累積条項

ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

丙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき500,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

取得を請求し得べき期間

平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

#### 引換価額

引換価額は199,200円とする。

#### 引換価額の修正

引換価額は、平成27年1月1日までの毎年1月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が166,700円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

#### 引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

#### (5) 取得条項

平成27年3月31日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、平成27年4月1日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額(500,000円)を平成27年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、166,700円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額(500,000円)を166,700円で除して得られる数の普通株式となる。

#### (6) 株主との合意による優先株式の取得

丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

#### (7) 議決権条項

丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

#### (8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

#### 4 戊種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

##### (1) 戊種優先配当金

###### 戊種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の戊種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり戊種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に戊種優先中間配当金を支払ったときは、当該戊種優先中間配当金の額を控除した額とする。

戊種優先配当金の額は、戊種優先株式1株につき14,380円とする。

###### 非累積条項

ある事業年度において、戊種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が戊種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

###### 非参加条項

戊種優先株主に対しては、戊種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

###### 戊種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき戊種優先配当金の額の2分の1を上限として、戊種優先中間配当金を支払う。

##### (2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき1,250,000円を支払う。戊種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

##### (3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

取得を請求し得べき期間

平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

引換価額

引換価額は359,700円とする。

引換価額の修正

引換価額は、平成21年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が359,700円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

平成21年11月30日までに引換請求のなかった戊種優先株式は、平成21年12月1日をもって、戊種優先株式1株の払込金相当額(1,250,000円)を平成21年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、359,800円を下回るときは、戊種優先株式1株の払込金相当額(1,250,000円)を359,800円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

戊種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

戊種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、戊種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において戊種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において戊種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、戊種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、戊種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、戊種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、戊種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 己種優先配当金

己種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。

己種優先配当金の額は、己種優先株式1株につき18,500円とする。

非累積条項

ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

己種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。

- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき1,250,000円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権  
取得を請求し得べき期間  
平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。  
引換価額  
引換価額は359,700円とする。  
引換価額の修正  
引換価額は、平成26年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が359,700円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。  
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。  
引換価額の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項  
平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、平成26年12月1日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額(1,250,000円)を平成26年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、359,800円を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額(1,250,000円)を359,800円で除して得られる数の普通株式となる。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得  
己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項  
己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株引受権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

6 第1種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第1種優先配当金

第1種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第1種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)＋0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある事業年度において、第1種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第1種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき200,000円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

取得を請求し得べき期間

平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

引換価額

引換価額は175,300円とする。

引換価額の修正

引換価額は、毎年8月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が28,000円(ただし、下記により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 株主との合意による優先株式の取得

第1種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項

第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、第1種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

7 第2種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第2種優先配当金

第2種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第2種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある事業年度において、第2種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第2種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき200,000円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

取得を請求し得べき期間

平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

引換価額

引換価額は122,600円とする。

引換価額の修正

引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が20,000円(ただし、下記により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

#### 引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

- (5) 株主との合意による優先株式の取得  
第2種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
  - (6) 議決権条項  
第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。
  - (7) 新株予約権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、第2種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 8 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第3種優先配当金  
第3種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。  
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。  
配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%  
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。  
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。  
ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。  
非累積条項  
ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。  
非参加条項  
第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。  
第3種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。
  - (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき200,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
  - (3) 優先順位  
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
  - (4) 取得請求権  
取得を請求し得べき期間  
平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

#### 引換価額

当初引換価額は、平成22年7月1日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が17,000円(ただし、下記により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

#### 引換価額の修正

当初引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

#### 引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

- (5) 株主との合意による優先株式の取得  
第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
  - (6) 議決権条項  
第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。
  - (7) 新株予約権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 9 第4種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第4種優先配当金  
第4種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。  
配当年率は年3.97%(払込金額2,500,000円に対し99,250円)とする。  
非累積条項  
ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。  
非参加条項  
第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。  
第4種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。
  - (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき2,500,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
  - (3) 優先順位  
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
  - (4) 株主との合意による優先株式の取得  
第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

- (5) 取得条項  
平成25年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、2,500,000円に、経過配当金相当額(第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。  
第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

- (6) 議決権条項  
第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

- (7) 種類株主総会  
当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第4種優先株式を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

10 第5種優先株式の内容は次のとおりであります。

- (1) 第5種優先配当金  
第5種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第5種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第5種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該第5種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第5種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年3.675%(払込金額2,500,000円に対し91,875円)とする。

ただし、平成20年3月31日終了の事業年度中は支払わないものとし、平成21年3月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、払込金額2,500,000円に対し54,622円とする。

非累積条項

ある事業年度において、第5種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第5種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第5種優先株主に対しては、第5種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第5種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第5種優先中間配当金を支払う。

- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき2,500,000円を支払う。第5種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

- (3) 優先順位  
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

- (4) 株主との合意による優先株式の取得  
第5種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

- (5) 取得条項  
平成26年8月28日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、2,500,000円に、経過配当金相当額(第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。  
第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第5種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第5種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第43条の規定が効力を有する場合であつて会社法第436条第3項の取締役会の決議において第5種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第5種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第5種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

11 第9種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第9種優先配当金

第9種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第9種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第9種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第9種優先中間配当金を支払ったときは、当該第9種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第9種優先配当金の額は、第9種優先株式1株につき32,550円とする。ただし、平成20年3月31日終了の事業年度中は支払わないものとし、平成21年3月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、払込金額3,500,000円に対し26,769円とする。

非累積条項

ある事業年度において、第9種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第9種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第9種優先株主に対しては、第9種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第9種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第9種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第9種優先株式1株につき第9種優先配当金の額の2分の1を上限として、第9種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第9種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第9種優先株式1株につき3,500,000円を支払う。第9種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

取得を請求し得べき期間

平成20年6月5日以降の期間とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第9種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該第9種優先株主の有する第9種優先株式を取得すると引換えに、当該第9種優先株主に対して、当社の普通株式を交付する。第9種優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第9種優先株主が取得を請求した第9種優先株式の払込金額相当額総額}}{\text{引換価額}}$$

第9種優先株式を取得すると引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

#### 取得請求権の行使の条件

第9種優先株主は、平成24年6月4日までは、ある四半期(各年の1月1日、4月1日、7月1日および10月1日に始まる各3ヶ月の期間をいう。以下同じ)の初日から最終日までの期間中の日において当該第9種優先株主の有する第9種優先株式の取得請求権を行使しようとするときは、当該四半期の直前の四半期の最終の取引日に終了する連続する30取引日のうちいずれかの20取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)が当該直前の四半期の最終の取引日において適用ある引換価額に1.15を乗じて得た額を超えない限り、取得請求権を行使することができない。

第9種優先株主は、平成24年6月5日以降は、いずれかの取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)が当該取引日において適用ある引換価額に0.3を乗じて得た額を超えた場合には、当該取引日以降、第9種優先株式の取得請求権を行使することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、売買高加重平均価格(下記(5)に定義する)が発表されない日を含まない。以下「取引日」という場合について同じ。

ただし、本 に定める取得請求権の行使の条件は、(a)当社が存続会社とならない合併、(b)当社の事業の全部もしくは実質上全部の譲渡、もしくは当社の事業の全部もしくは実質上全部を対象とする当社の会社分割、または(c)当社が他の会社の完全子会社となる株式交換もしくは株式移転その他の組織再編行為(以下あわせて「非存続的再編」という)が行われる場合、当社が、当該非存続的再編に関して普通株主に対して法令に基づいて最初に通知を行った日(または普通株主への通知が法令上要求されない場合には当該非存続的再編に関して法令または金融商品取引所の規則に基づいて最初に開示を行った日)から当該非存続的再編の効力発生日の前日までの期間中は適用されない。当社は、非存続的再編に関して上記のとおり普通株主に対して通知を行い、もしくは開示を行った場合、または当該非存続的再編が当社の株主総会において可決もしくは否決された場合には、その旨を直ちに第9種優先株主に対して書面により通知するものとする。当該非存続的再編が当社の株主総会において否決された場合、当社が第9種優先株主に対しその旨の通知を発送した日の2日後以降、本 に定める取得請求権の行使の条件が再び適用されるものとする。

また、本 に定める取得請求権の行使の条件は、当社またはその子会社以外の者(特別の法律に基づいて設立された法人を除く)が、金融商品取引法に基づき、その者の当社についての株券等保有割合(金融商品取引法に定義される意味を有する)が50%以上である旨を記載した大量保有報告書または大量保有報告書に関する変更報告書を提出した場合には、かかる報告書の提出日以降、適用されない。

#### (5) 取得条項

##### 第9種優先株式の全部または一部の取得

当社は、(a)当該取得を行った後において当社が十分な自己資本比率を維持することができるものと見込まれる場合、または(b)当該取得と引換えに第9種優先株主に交付される金銭の額以上の額の資本調達を残余財産の分配について第9種優先株式と同順位以下の証券の発行により行う場合のいずれかに該当するものとして金融庁の事前承認を得たうえで、下記 に定める取得日において、第9種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、第9種優先株式を取得すると引換えに、第9種優先株主に対して、下記 に定める財産を交付する。

当社が第9種優先株式の一部を取得することとするときは、当社の代表執行役が抽選によってその取得する第9種優先株式を決定する。

##### 取得事由

- イ. 会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める日(ただし、下記ロ. に取得不能日として定める日を除く日とし、以下「当初取得日」という)が到来することをもって、当社が第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とする。なお、当社が当初取得日後のある時点において残存する第9種優先株式の全部または一部を取得する場合には、会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める当初取得日後の日(ただし、下記ロ. に取得不能日として定める日を除く日とし、当初取得日とあわせて以下「取得日」という)が到来することをもって、当社が当該第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とし、その後も同様とする。

ただし、当社は、取得日の45取引日以上60取引日以下前の日に、当該取得日における取得の対象となる第9種優先株式を有する第9種優先株主に対して第9種優先株式を取得する旨の事前通知(以下「取得通知」という)を発送する。

ロ. 上記イ. にいう、取得不能日として定める日は、次により取得日として認められる日以外の日を行う。

当社は、当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)が、いずれか連続する30取引日の各日において、当初強制引換価額(下記(6)により強制引換価額が調整される場合には、下記(6)に準じて調整する)に1.3を乗じて得た額以上であった場合には、平成24年6月4日以降の日で当該30取引日の期間の末日から30日以内の日により上記イ. に従って取得通知を発送することができるものとし、かかる場合の取得日は当該取得通知において取得日として記載された日とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第9種優先株式1株を取得するのと引換えに、第9種優先株主に対して、第9種優先株式の払込金額相当額の金銭、および、取得条項発動時株価が取得条項発動時株価の算出にあたって考慮される30取引日の最終の取引日における下記(6)に定める強制引換価額を上回る場合には、強制取得パリティ額から払込金額相当額を差し引いた額を取得条項発動時株価で除して得た数の当社の普通株式を交付する。

「強制取得パリティ額」とは、取得条項発動時株価を、取得条項発動時株価の算出にあたって考慮される30取引日の最終の取引日における下記(6)に定める強制引換価額で除し、第9種優先株式の払込金額相当額を乗じて得た額をいう。

「取得条項発動時株価」とは、取得通知の発送の日以後5取引日目に始まる連続した30取引日(ただし、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引が比例配分のみによって行われた日、および当該証券取引所により公表されたある取引日における当社の普通株式の普通取引の売買株式数が当該取引日に先立つ計算除外日でない5取引日における当社の普通株式の普通取引の売買株式数の平均値の4分の1未満である日(これらの日をあわせて以下「計算除外日」という)を除く)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値をいう。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に下記(6)に規定の事由が生じた場合においては、上記の価格は、下記(6)に準じて調整される。

「売買高加重平均価格」とは、株式会社東京証券取引所が、関連する取引日における当社の普通株式の普通取引の売買代金総額を当該取引日における当社の普通株式の普通取引の売買株式総数で除することにより、当該取引日における当社の普通株式の売買高加重平均価格として計算し提示する価格をいう。ただし、株式会社東京証券取引所がかかる価格を提示しない場合は、ブルームバーグ・エル・ピー(Bloomberg L.P.)が当該取引日において提示する8308ジェイティー・エクイティ・エークューアール(8308 JT Equity AQR)の画面(またはそれに代わる画面もしくはサービス)に表示された価格をいい、当該画面(またはそれに代わる画面もしくはサービス)に価格が表示されない場合は、当該取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)をいう。以下「売買高加重平均価格」という場合について同じ。

#### (6) 引換価額および強制引換価額

当初引換価額および当初強制引換価額

当初の引換価額および強制引換価額(本(6)において、あわせて以下単に「引換価額」という)は、次のとおりとする。

当初引換価額(332,465円) = 基準価格(289,100円) × 1.15

基準価格は、平成19年4月26日に始まる連続する30取引日(ただし、計算除外日を除く)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に下記に規定の事由が生じた場合においては、上記の価格は、下記に準じて調整される。

引換価額の修正

引換価額は、平成24年6月5日、平成25年6月5日、平成26年6月5日および平成27年6月5日(以下、これらの日を個別に、または総称して「修正日」という)に、当該修正日現在における当社の普通株式の時価に修正される。ただし、当該時価が修正前の引換価額を上回る場合は、修正前の引換価額をもって修正後の引換価額とし、また、当該時価が当該修正日において有効な下限引換価額を下回る場合は、修正後の引換価額は、かかる下限引換価額とする。

引換価額の修正に使用する修正日現在における当社の普通株式の時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日(計算除外日を除く)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に下記に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、下記に準じて調整される。

「下限引換価額」は、基準価格に0.3を乗じて得た額(86,730円)とする(ただし、下記により調整する)。

#### 引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

- (7) 株主との合意による優先株式の取得  
第9種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (8) 議決権条項  
第9種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。
- (9) 種類株主総会  
当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第9種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- 12 平成20年5月16日に開催した取締役会において、当社の普通株式および各種の優先株式について、各1株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年6月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)施行日の前日であり、同日を効力発生日として乙種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。
  - (1) 乙種優先配当金  
乙種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の乙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり乙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に乙種優先中間配当金を支払ったときは、当該乙種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
乙種優先配当金の額は、乙種優先株式1株につき63円60銭とする。  
非累積条項  
ある事業年度において、乙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。  
非参加条項  
乙種優先株主に対しては、乙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。  
乙種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき乙種優先配当金の額の2分の1を上限として、乙種優先中間配当金を支払う。
  - (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき6,000円を支払う。乙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
  - (3) 優先順位  
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
  - (4) 取得請求権  
取得を請求し得べき期間  
平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。  
引換比率  
乙種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数を算出するための引換比率は、次のとおりとする。  
引換比率＝平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な乙種第一回優先株式の引換比率  
引換比率の修正  
引換比率は、平成20年7月1日以降は修正しない。  
引換比率の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換比率を調整する。
  - (5) 取得条項  
平成21年3月31日までに引換請求のなかった乙種優先株式は、平成21年4月1日をもって、乙種優先株式1株の払込金相当額(6,000円)を平成21年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、1,000円を下回るときは、乙種優先株式1株の払込金相当額(6,000円)を1,000円で除して得られる数の普通株式となる。

- (6) 株主との合意による優先株式の取得  
乙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項  
乙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、乙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において乙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において乙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、乙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、乙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株予約権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、乙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、乙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 13 平成20年5月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各1株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年6月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）施行日の前日であり、同日を効力発生日として丙種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。
- (1) 丙種優先配当金  
丙種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
丙種優先配当金の額は、丙種優先株式1株につき68円とする。  
非累積条項  
ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。  
非参加条項  
丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。  
丙種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき5,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権  
取得を請求し得べき期間  
平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。  
引換価額  
引換価額は、次のとおりとする。  
引換価額＝平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な丙種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額

#### 引換価額の修正

引換価額は、平成27年1月1日までの毎年1月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な丙種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

#### 引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

#### (5) 取得条項

平成27年3月31日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、平成27年4月1日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を平成27年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、1,667円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を1,667円で除して得られる数の普通株式となる。

#### (6) 株主との合意による優先株式の取得

丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

#### (7) 議決権条項

丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

#### (8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

- 14 平成20年5月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各1株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年6月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)施行日の前日であり、同日を効力発生日として戊種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。

#### (1) 戊種優先配当金

##### 戊種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の戊種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり戊種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に戊種優先中間配当金を支払ったときは、当該戊種優先中間配当金の額を控除した額とする。

戊種優先配当金の額は、戊種優先株式1株につき143円80銭とする。

##### 非累積条項

ある事業年度において、戊種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が戊種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

##### 非参加条項

戊種優先株主に対しては、戊種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

##### 戊種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき戊種優先配当金の額の2分の1を上限として、戊種優先中間配当金を支払う。

- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき12,500円を支払う。戊種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権  
取得を請求し得べき期間  
平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。  
引換価額  
引換価額は、次のとおりとする。  
引換価額＝平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な戊種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額  
引換価額の修正  
引換価額は、平成21年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な戊種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。  
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。  
引換価額の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項  
平成21年11月30日までに引換請求のなかった戊種優先株式は、平成21年12月1日をもって、戊種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を平成21年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、3,598円を下回るときは、戊種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を3,598円で除して得られる数の普通株式となる。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得  
戊種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項  
戊種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、戊種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において戊種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において戊種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、戊種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、戊種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株予約権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、戊種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、戊種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

- 15 平成20年5月16日に開催した取締役会において、当社の普通株式および各種の優先株式について、各1株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年6月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）施行日の前日であり、同日を効力発生日として己種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。

(1) 己種優先配当金

己種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。

己種優先配当金の額は、己種優先株式1株につき185円とする。

非累積条項

ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

己種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき12,500円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

取得を請求し得べき期間

平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

引換価額

引換価額は、次のとおりとする。

引換価額＝平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な己種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額

引換価額の修正

引換価額は、平成26年7月1日までの毎年7月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な己種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、平成26年12月1日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を平成26年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、3,598円を下回る場合は、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を3,598円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

- 16 平成20年5月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各1株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年6月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）施行日の前日であり、同日を効力発生日として第1種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。

(1) 第1種優先配当金

第1種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第1種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)＋0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある事業年度において、第1種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第1種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき2,000円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

取得を請求し得べき期間

平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

引換価額

引換価額は、次のとおりとする。

引換価額＝平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第1種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額

引換価額の修正

引換価額は、毎年8月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第1種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額(ただし、下記により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 株主との合意による優先株式の取得

第1種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項

第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、第1種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

- 17 平成20年5月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各1株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年6月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)施行日の前日であり、同日を効力発生日として第2種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。

(1) 第2種優先配当金

第2種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第2種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)＋0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

#### 非累積条項

ある事業年度において、第2種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

#### 非参加条項

第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

#### 第2種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。

#### (2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき2,000円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

#### (3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

#### (4) 取得請求権

##### 取得を請求し得べき期間

平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

##### 引換価額

引換価額は、次のとおりとする。

引換価額＝平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第2種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額

##### 引換価額の修正

引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第2種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額(ただし、下記により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

##### 引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

#### (5) 株主との合意による優先株式の取得

第2種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

#### (6) 議決権条項

第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。

#### (7) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、第2種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

- 18 平成20年5月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各1株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年6月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)施行日の前日であり、同日を効力発生日として第3種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。

(1) 第3種優先配当金

第3種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)＋0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第3種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき2,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

取得を請求し得べき期間

平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

引換価額

当初引換価額は、平成22年7月1日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第3種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額(ただし、下記により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

引換価額の修正

当初引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

- (5) 株主との合意による優先株式の取得  
第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (6) 議決権条項  
第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (7) 新株予約権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 19 平成20年5月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各1株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年6月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）施行日の前日であり、同日を効力発生日として第4種優先株式の内容は次のとおりになります。
- (1) 第4種優先配当金  
第4種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。  
配当年率は年3.970%(払込金額25,000円に対し992円50銭)とする。
- 非累積条項  
ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- 非参加条項  
第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- 第4種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき25,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得  
第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (5) 取得条項  
平成25年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。  
第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第4種優先株式を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

- 20 平成20年5月16日に開催した取締役会において、当社の普通株式および各種の優先株式について、各1株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年6月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）施行日の前日であり、同日を効力発生日として第5種優先株式の内容は次のとおりになります。

(1) 第5種優先配当金

第5種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第5種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第5種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該第5種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第5種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年3.675%（払込金額25,000円に対し918円75銭）とする。

ただし、平成21年3月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、払込金額25,000円に対し546円22銭とする。

非累積条項

ある事業年度において、第5種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第5種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第5種優先株主に対しては、第5種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第5種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第5種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき25,000円を支払う。第5種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第5種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

平成26年8月28日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第5種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第5種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第55条の規定が効力を有する場合であつて会社法第436条第3項の取締役会の決議において第5種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第5種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第5種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

- 21 平成20年5月16日に開催した取締役会において、当社の普通株式および各種の優先株式について、各1株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年6月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）施行日の前日であり、同日を効力発生日として第9種優先株式の内容は次のとおりになります。

(1) 第9種優先配当金

第9種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第9種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第9種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第9種優先中間配当金を支払ったときは、当該第9種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第9種優先配当金の額は、第9種優先株式1株につき325円50銭とする。ただし、平成21年3月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、払込金額35,000円に対し267円69銭とする。

非累積条項

ある事業年度において、第9種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第9種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第9種優先株主に対しては、第9種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第9種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第9種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第9種優先株式1株につき第9種優先配当金の額の2分の1を上限として、第9種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第9種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第9種優先株式1株につき35,000円を支払う。第9種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

取得を請求し得べき期間

平成20年6月5日以降の期間とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第9種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該第9種優先株主の有する第9種優先株式を取得すると引換えに、当該第9種優先株主に対して、当社の普通株式を交付する。第9種優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第9種優先株主が取得を請求した第9種優先株式の払込金額相当額総額}}{\text{引換価額}}$$

第9種優先株式を取得すると引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

#### 取得請求権の行使の条件

第9種優先株主は、平成24年6月4日までは、ある四半期(各年の1月1日、4月1日、7月1日および10月1日に始まる各3ヶ月の期間をいう。以下同じ)の初日から最終日までの期間中の日において当該第9種優先株主の有する第9種優先株式の取得請求権を行使しようとするときは、当該四半期の直前の四半期の最終の取引日に終了する連続する30取引日のうちいずれかの20取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)が当該直前の四半期の最終の取引日において適用ある引換価額に1.15を乗じて得た額を超えない限り、取得請求権を行使することができない。

第9種優先株主は、平成24年6月5日以降は、いずれかの取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)が当該取引日において適用ある引換価額に0.3を乗じて得た額を超えた場合には、当該取引日以降、第9種優先株式の取得請求権を行使することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、売買高加重平均価格(下記(5)に定義する)が発表されない日を含まない。以下「取引日」という場合について同じ。

ただし、本 に定める取得請求権の行使の条件は、(a)当社が存続会社とならない合併、(b)当社の事業の全部もしくは実質上全部の譲渡、もしくは当社の事業の全部もしくは実質上全部を対象とする当社の会社分割、または(c)当社が他の会社の完全子会社となる株式交換もしくは株式移転その他の組織再編行為(以下あわせて「非存続的再編」という)が行われる場合、当社が、当該非存続的再編に関して普通株主に対して法令に基づいて最初に通知を行った日(または普通株主への通知が法令上要求されない場合には当該非存続的再編に関して法令または金融商品取引所の規則に基づいて最初に開示を行った日)から当該非存続的再編の効力発生日の前日までの期間中は適用されない。当社は、非存続的再編に関して上記のとおり普通株主に対して通知を行い、もしくは開示を行った場合、または当該非存続的再編が当社の株主総会において可決もしくは否決された場合には、その旨を直ちに第9種優先株主に対して書面により通知するものとする。当該非存続的再編が当社の株主総会において否決された場合、当社が第9種優先株主に対しその旨の通知を発送した日の2日後以降、本 に定める取得請求権の行使の条件が再び適用されるものとする。

また、本 に定める取得請求権の行使の条件は、当社またはその子会社以外の者(特別の法律に基づいて設立された法人を除く)が、金融商品取引法に基づき、その者の当社についての株券等保有割合(金融商品取引法に定義される意味を有する)が50%以上である旨を記載した大量保有報告書または大量保有報告書に関する変更報告書を提出した場合には、かかる報告書の提出日以降、適用されない。

#### (5) 取得条項

##### 第9種優先株式の全部または一部の取得

当社は、(a)当該取得を行った後において当社が十分な自己資本比率を維持することができると思込まれる場合、または(b)当該取得と引換えに第9種優先株主に交付される金銭の額以上の額の資本調達を残余財産の分配について第9種優先株式と同順位以下の証券の発行により行う場合のいずれかに該当するものとして金融庁の事前承認を得たうえで、下記 に定める取得日において、第9種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、第9種優先株式を取得すると引換えに、第9種優先株主に対して、下記 に定める財産を交付する。

当社が第9種優先株式の一部を取得することとするときは、当社の代表執行役が抽選によってその取得する第9種優先株式を決定する。

##### 取得事由

- イ. 会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める日(ただし、下記ロ. に取得不能日として定める日を除く日とし、以下「当初取得日」という)が到来することをもって、当社が第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とする。なお、当社が当初取得日後のある時点において残存する第9種優先株式の全部または一部を取得する場合には、会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める当初取得日後の日(ただし、下記ロ. に取得不能日として定める日を除く日とし、当初取得日とあわせて以下「取得日」という)が到来することをもって、当社が当該第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とし、その後も同様とする。

ただし、当社は、取得日の45取引日以上60取引日以下前の日に、当該取得日における取得の対象となる第9種優先株式を有する第9種優先株主に対して第9種優先株式を取得する旨の事前通知(以下「取得通知」という)を発送する。

ロ. 上記イ. にいう、取得不能日として定める日は、次により取得日として認められる日以外の日を行う。

当会社は、当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)が、いずれか連続する30取引日の各日において、当初強制引換価額(平成19年6月11日現在332,465円。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までに調整された場合には、調整後の額)を100で除して得た額(下記(6)により強制引換価額が調整される場合には、下記(6)に準じて調整する)に1.3を乗じて得た額以上であった場合には、平成24年6月4日以降の日で当該30取引日の期間の末日から30日以内の日により上記イ. に従って取得通知を発送することができるものとし、かかる場合の取得日は当該取得通知において取得日として記載された日とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当会社は、第9種優先株式1株を取得するのと引換えに、第9種優先株主に対して、第9種優先株式の払込金額相当額の金銭、および、取得条項発動時株価が取得条項発動時株価の算出にあたって考慮される30取引日の最終の取引日における下記(6)に定める強制引換価額を上回る場合には、強制取得パリティ額から払込金額相当額を差し引いた額を取得条項発動時株価で除して得た数の当会社の普通株式を交付する。

「強制取得パリティ額」とは、取得条項発動時株価を、取得条項発動時株価の算出にあたって考慮される30取引日の最終の取引日における下記(6)に定める強制引換価額で除し、第9種優先株式の払込金額相当額を乗じて得た額をいう。

「取得条項発動時株価」とは、取得通知の発送の日以後5取引日目に始まる連続した30取引日(ただし、株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引が比例配分のみによって行われた日、および当該証券取引所により公表されたある取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買株式数が当該取引日に先立つ計算除外日でない5取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買株式数の平均値の4分の1未満である日(これらの日をあわせて以下「計算除外日」という)を除く)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値をいう。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に下記(6)に規定の事由が生じた場合においては、上記の価格は、下記(6)に準じて調整される。

「売買高加重平均価格」とは、株式会社東京証券取引所が、関連する取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買代金総額を当該取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買株式総数で除することにより、当該取引日における当会社の普通株式の売買高加重平均価格として計算し提示する価格をいう。ただし、株式会社東京証券取引所がかかる価格を提示しない場合は、ブルームバーグ・エル・ピー(Bloomberg L.P.)が当該取引日において提示する8308ジェイティイー・エクイティ・エークューアール(8308 JT Equity AQR)の画面(またはそれに代わる画面もしくはサービス)に表示された価格をいい、当該画面(またはそれに代わる画面もしくはサービス)に価格が表示されない場合は、当該取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)をいう。以下「売買高加重平均価格」という場合について同じ。

#### (6) 引換価額および強制引換価額

引換価額および強制引換価額

引換価額および強制引換価額(本(6)において、あわせて以下単に「引換価額」という)は、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第9種優先株式の引換価額を100で除して得た額とする。

引換価額の修正

引換価額は、平成24年6月5日、平成25年6月5日、平成26年6月5日および平成27年6月5日(以下、これらの日を個別に、または総称して「修正日」という)に、当該修正日現在における当会社の普通株式の時価に修正される。ただし、当該時価が修正前の引換価額を上回る場合は、修正前の引換価額をもって修正後の引換価額とし、また、当該時価が当該修正日において有効な下限引換価額を下回る場合は、修正後の引換価額は、かかる下限引換価額とする。

引換価額の修正に使用する修正日現在における当会社の普通株式の時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日(計算除外日を除く)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に下記に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、下記に準じて調整される。

「下限引換価額」は、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第9種優先株式の下限引換価額を100で除して得た額とする(ただし、下記により調整する)。

引換価額の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

- (7) 株主との合意による優先株式の取得  
第9種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (8) 議決権条項  
第9種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。
- (9) 種類株主総会  
当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第9種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	—	20,364	—	327,201	—	327,201

(5) 【大株主の状況】

普通株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	5,370,462.000	47.11
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	552,419.250	4.84
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	178,211.000	1.56
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	175,659.000	1.54
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	115,601.000	1.01
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	93,024.000	0.81
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	79,049.000	0.69
カセイ スバンク クレディ ア グリコル エスエー (常任代理 人 三菱東京UFJ銀行)	91 93 BD PASTEUR 75015 PARIS FRANCE (東京都千代田区丸の内2丁目7番1 号)	57,000.000	0.50
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	55,656.000	0.48
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	54,881.953	0.48
計	—	6,731,963.203	59.05

(注) 1 上記のほか、当社が保有している自己株式が104,813.117株(0.91%)あります。

2 預金保険機構ほか3名から平成20年6月25日付で提出された大量保有(変更)報告書において、預金保険機構が平成20年6月19日現在で当社株式5,448,231株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合47.79%)を保有している旨が記載されておりますが、当社としては、平成20年9月30日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

## 乙種第一回優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	272,202	100.00
計	—	272,202	100.00

## 丙種第一回優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	120,000	100.00
計	—	120,000	100.00

## 戊種第一回優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	9,576	100.00
計	—	9,576	100.00

## 己種第一回優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	80,000	100.00
計	—	80,000	100.00

## 第1種第一回優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	2,750,000	100.00
計	—	2,750,000	100.00

## 第2種第一回優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	2,817,807.861	100.00
計	—	2,817,807.861	100.00

第3種第一回優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	2,750,000	100.00
計	—	2,750,000	100.00

第4種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社しんきん信託銀行	東京都中央区京橋2丁目14番1号	25,200	100.00
計	—	25,200	100.00

第5種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	40,000	100.00
計	—	40,000	100.00

第9種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
メリルリンチ日本ファイナンス 株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	100,000	100.00
計	—	100,000	100.00

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	乙種第一回優先株式 272,202 丙種第一回優先株式 120,000 戊種第一回優先株式 9,576 己種第一回優先株式 80,000 第4種優先株式 25,200 第5種優先株式 40,000 第9種優先株式 100,000	—	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 104,813 (相互保有株式) 普通株式 20	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,278,059 第1種第一回優先株式 2,750,000 第2種第一回優先株式 2,817,807 第3種第一回優先株式 2,750,000	普通株式 11,278,059 第1種第一回優先株式 2,750,000 第2種第一回優先株式 2,817,807 第3種第一回優先株式 2,750,000	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。 (注) 1 (注) 2
端株	普通株式 16,684.917 第2種第一回優先株式 0.861	—	(注) 3
発行済株式総数	20,364,362.778	—	—
総株主の議決権	—	19,595,866	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式3,031株(議決権3,031個)が含まれております。

2 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義及び旧株式会社あさひ銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式がそれぞれ1株(議決権1個)及び5株(議決権5個)あります。なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

3 上記の「端株」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式0.117株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそな ホールディングス	大阪市中央区備後町 2丁目2番1号	104,813	—	104,813	0.91
(相互保有株式) 株式会社りそな銀行 上六支店担保処分口	大阪市天王寺区上本 町6-6-23	20	—	20	0.00
計	—	104,833	—	104,833	0.91

(注) 1 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義及び旧株式会社あさひ銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式がそれぞれ1株(議決権1個)及び5株(議決権5個)あります。

2 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	205,000	204,000	197,000	173,600	156,800	150,700
最低(円)	165,000	173,000	160,000	155,300	121,400	90,200

(注) 最高・最低株価は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

乙種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

丙種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

戊種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

己種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

第1種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

第2種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

第3種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

#### 第4種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

#### 第5種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

#### 第9種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

### 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

#### (1) 取締役の状況

新任取締役

該当ありません。

退任取締役

該当ありません。

#### (2) 執行役の状況

新任執行役

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	就任年月日
執行役	サービス改革部担当	喜 沢 弘 幸	昭和30年 7月21日生	昭和53年4月 大和銀行 入行 平成15年6月 りそな銀行 事務部（東京）業務役 平成15年8月 同 大手町営業部営業第三部長 平成15年10月 同 執行役 ローン事業部担当 平成17年6月 同 常務執行役員 ローン事業部長 平成17年10月 同 常務執行役員 住宅ローンビジネス部長兼不動産ビジネス部担当 平成18年4月 同 常務執行役員 住宅ローンビジネス部担当兼不動産ビジネス部担当兼不動産営業部担当 平成18年6月 同 専務執行役員 住宅ローンビジネス部担当兼不動産ビジネス部担当兼不動産営業部担当 平成19年3月 同 専務執行役員 コンプライアンス統括部担当 平成19年6月 同 専務執行役員 コンプライアンス統括部担当兼サービス改革部担当 平成20年6月 同 取締役兼専務執行役員 コンプライアンス統括部担当兼サービス改革部担当（現任） 平成20年7月 りそなホールディングス 執行役 サービス改革部担当（現任）	平成20年7月1日から平成21年6月開催予定の定時株主総会終結後最初に招集される取締役会の終結の時まで	17	平成20年7月1日

（注）所有株式数には、11月の役員持株会における買付分は含まれておりません。

また、1株未満の保有分は記載しておりません。

退任執行役

該当ありません。

#### (3) 役職の異動

該当ありません。

## 第5 【経理の状況】

1 当社は、特定事業会社（企業内容の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日至平成19年9月30日）は、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）は、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（自平成19年4月1日至平成19年9月30日）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日至平成19年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成19年4月1日至平成19年9月30日）及び当中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】  
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	8 1,450,544	8 1,644,748	8 2,045,603
コールローン及び買入手形	8 1,407,713	8 1,202,801	8 1,644,268
債券貸借取引支払保証金	387,640	129,161	101,250
買入金銭債権	557,412	480,205	509,277
特定取引資産	8 571,836	8 582,184	8 445,962
金銭の信託	-	99,174	-
有価証券	1, 2, 8, 15 7,048,831	1, 2, 8, 15 7,495,246	1, 2, 8, 15 6,718,651
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 25,858,123	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 25,637,236	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 26,052,461
外国為替	7 81,166	7 121,329	7 71,854
その他資産	8 813,150	8 743,680	8 1,051,340
有形固定資産	10, 11, 12 396,944	10, 11 330,053	10, 11, 12 391,423
無形固定資産	36,065	58,297	33,664
繰延税金資産	319,701	343,233	371,871
支払承諾見返	15 1,019,524	922,991	969,346
貸倒引当金	541,658	528,936	490,803
投資損失引当金	14,876	-	-
資産の部合計	39,392,119	39,261,407	39,916,171
<b>負債の部</b>			
預金	8 31,108,571	8 30,903,455	8 31,635,428
譲渡性預金	1,518,540	1,199,970	1,362,130
コールマネー及び売渡手形	150,663	8 327,747	8 428,328
売現先勘定	8 236,312	8 642,556	8 16,976
債券貸借取引受入担保金	8 72,239	-	8 40,638
特定取引負債	104,332	94,192	139,328
借入金	8, 13 611,847	8, 13 609,374	8, 13 684,186
外国為替	3,281	4,613	2,896
社債	14 929,402	14 906,265	14 892,130
信託勘定借	382,833	377,925	367,996
その他負債	8 748,723	8 721,741	8 767,862
賞与引当金	10,832	5,830	16,965
退職給付引当金	3,930	5,612	4,349
その他の引当金	5,749	24,938	20,454
特別法上の引当金	0	-	0
繰延税金負債	0	19	0
再評価に係る繰延税金負債	10 43,342	10 31,172	10 42,494
支払承諾	15 1,019,524	922,991	969,346
負債の部合計	36,950,127	36,778,406	37,391,514

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
資本金	327,201	327,201	327,201
資本剰余金	673,796	673,732	673,764
利益剰余金	1,006,731	1,249,248	1,190,557
自己株式	1,238	12,197	1,280
株主資本合計	2,006,491	2,237,985	2,190,242
その他有価証券評価差額金	241,550	74,674	123,207
繰延ヘッジ損益	16,394	3,697	18,308
土地再評価差額金	<sup>10</sup> 60,200	<sup>10</sup> 42,410	<sup>10</sup> 58,961
為替換算調整勘定	988	2,392	2,252
評価・換算差額等合計	284,366	110,994	198,225
少数株主持分	151,133	134,021	136,188
純資産の部合計	2,441,991	2,483,000	2,524,656
負債及び純資産の部合計	39,392,119	39,261,407	39,916,171

## (2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
経常収益	551,321	514,510	1,114,441
資金運用収益	349,259	348,617	703,122
(うち貸出金利息)	281,825	285,243	571,529
(うち有価証券利息配当金)	33,731	32,569	61,523
信託報酬	20,485	18,837	41,380
役務取引等収益	102,297	87,031	198,765
特定取引収益	13,173	2,058	67,953
その他業務収益	34,937	33,831	50,719
その他経常収益	※1 31,167	※1 24,133	※1 52,501
経常費用	423,799	477,475	880,728
資金調達費用	72,678	74,078	147,772
(うち預金利息)	42,851	45,727	88,856
役務取引等費用	24,065	22,668	51,666
特定取引費用	166	6,608	107
その他業務費用	45,536	12,151	93,090
営業経費	189,336	190,129	385,919
その他経常費用	※2 92,016	※2 171,839	※2 202,172
経常利益	127,521	37,035	233,712
特別利益	※3 27,998	117,923	94,111
固定資産処分益		104,743	416
償却債権取立益		13,179	38,914
その他の特別利益		0	※4 54,780
特別損失	※5 2,862	5,376	5,131
固定資産処分損		666	1,992
減損損失		2,164	3,054
その他の特別損失		※6 2,545	84
税金等調整前中間純利益	152,657	149,582	322,692
法人税、住民税及び事業税	7,263	6,297	15,232
法人税等調整額	19,362	55,281	△4,488
法人税等合計		61,578	
少数株主利益	5,799	1,612	9,129
中間純利益	120,231	86,390	302,818

## (3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	327,201	327,201	327,201
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	327,201	327,201	327,201
<b>資本剰余金</b>			
前期末残高	223,810	673,764	223,810
当中間期変動額			
新株の発行	450,000	—	450,000
自己株式の処分	△13	△31	△46
自己株式の消却	△0	—	△0
当中間期変動額合計	449,986	△31	449,953
当中間期末残高	673,796	673,732	673,764
<b>利益剰余金</b>			
前期末残高	917,277	1,190,557	917,277
当中間期変動額			
剰余金の配当	△31,062	△44,249	△31,062
中間純利益	120,231	86,390	302,818
土地再評価差額金の取崩	284	16,551	1,523
当中間期変動額合計	89,454	58,691	273,279
当中間期末残高	1,006,731	1,249,248	1,190,557
<b>自己株式</b>			
前期末残高	△898	△1,280	△898
当中間期変動額			
自己株式の取得	△462	△10,988	△586
自己株式の処分	122	71	203
自己株式の消却	0	—	0
当中間期変動額合計	△339	△10,916	△382
当中間期末残高	△1,238	△12,197	△1,280
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	1,467,391	2,190,242	1,467,391
当中間期変動額			
新株の発行	450,000	—	450,000
剰余金の配当	△31,062	△44,249	△31,062
中間純利益	120,231	86,390	302,818
自己株式の取得	△462	△10,988	△586
自己株式の処分	108	40	157
土地再評価差額金の取崩	284	16,551	1,523
当中間期変動額合計	539,100	47,743	722,850
当中間期末残高	2,006,491	2,237,985	2,190,242

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	301,013	123,207	301,013
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△59,462	△48,533	△177,805
当中間期変動額合計	△59,462	△48,533	△177,805
当中間期末残高	241,550	74,674	123,207
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△15,675	18,308	△15,675
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△718	△22,006	33,984
当中間期変動額合計	△718	△22,006	33,984
当中間期末残高	△16,394	△3,697	18,308
土地再評価差額金			
前期末残高	60,484	58,961	60,484
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△284	△16,551	△1,523
当中間期変動額合計	△284	△16,551	△1,523
当中間期末残高	60,200	42,410	58,961
為替換算調整勘定			
前期末残高	△1,400	△2,252	△1,400
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	412	△140	△851
当中間期変動額合計	412	△140	△851
当中間期末残高	△988	△2,392	△2,252
評価・換算差額等合計			
前期末残高	344,421	198,225	344,421
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△60,054	△87,231	△146,195
当中間期変動額合計	△60,054	△87,231	△146,195
当中間期末残高	284,366	110,994	198,225
少数株主持分			
前期末残高	158,327	136,188	158,327
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△7,193	△2,167	△22,138
当中間期変動額合計	△7,193	△2,167	△22,138
当中間期末残高	151,133	134,021	136,188

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
純資産合計			
前期末残高	1,970,139	2,524,656	1,970,139
当中間期変動額			
新株の発行	450,000	—	450,000
剰余金の配当	△31,062	△44,249	△31,062
中間純利益	120,231	86,390	302,818
自己株式の取得	△462	△10,988	△586
自己株式の処分	108	40	157
土地再評価差額金の取崩	284	16,551	1,523
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△67,247	△89,398	△168,333
当中間期変動額合計	471,852	△41,655	554,517
当中間期末残高	2,441,991	2,483,000	2,524,656

## (4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	152,657	149,582	322,692
減価償却費	7,777	9,521	15,945
減損損失	1,992	2,164	3,054
のれん償却額	3,635	3,621	7,270
持分法による投資損益 (△は益)	△244	△118	△409
貸倒引当金の増減 (△)	△1,479	38,133	△52,334
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	56	—	△14,819
賞与引当金の増減額 (△は減少)	10,832	△11,135	16,965
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	163	1,262	582
資金運用収益	△349,259	△348,617	△703,122
資金調達費用	72,678	74,078	147,772
有価証券関係損益 (△)	△2,715	△8,488	△11,639
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△248	△23	△248
為替差損益 (△は益)	△39,775	19,630	△58,341
固定資産処分損益 (△は益)	489	△104,077	1,575
特定取引資産の純増 (△) 減	△171,196	△136,221	△45,322
特定取引負債の純増減 (△)	△4,353	△39,396	46,424
貸出金の純増 (△) 減	394,738	415,225	200,400
預金の純増減 (△)	△622,510	△731,973	△95,653
譲渡性預金の純増減 (△)	△281,680	△162,160	△438,090
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△329,489	△73,812	△237,609
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△377,147	242,758	△604,131
コールローン等の純増 (△) 減	△196,342	470,538	△382,301
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	△273,189	△27,911	13,200
コールマネー等の純増減 (△)	248,399	524,999	307,494
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	16,663	△40,638	△14,937
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	1,090	△49,475	11,767
外国為替 (負債) の純増減 (△)	82	1,716	△302
普通社債発行及び償還による増減 (△)	—	31,084	1,599
信託勘定借の純増減 (△)	△34,882	9,928	△49,718
資金運用による収入	349,062	353,893	711,900
資金調達による支出	△79,832	△85,173	△151,875
その他	85,797	82,015	△90,212
小計	△1,418,230	610,932	△1,142,424
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△5,764	98,544	△11,357
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,423,995	709,476	△1,153,782

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・ フロー計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出	△13,833,723	△19,260,549	△33,119,422
有価証券の売却による収入	12,231,710	15,566,990	29,687,455
有価証券の償還による収入	2,065,484	2,829,125	4,023,801
金銭の信託の増加による支出	—	△110,000	—
金銭の信託の減少による収入	10,269	10,825	10,269
有形固定資産の取得による支出	△3,844	△4,306	△9,201
有形固定資産の売却による収入	270	162,760	2,362
無形固定資産の取得による支出	△1,733	△5,939	△5,755
無形固定資産の売却による収入	5	11	14
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>468,438</b>	<b>△811,080</b>	<b>589,524</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
劣後特約付借入れによる収入	—	—	27,000
劣後特約付借入金の返済による支出	△52,000	△1,000	△106,000
劣後特約付社債の発行による収入	54,725	—	68,678
劣後特約付社債の償還による支出	—	—	△10,000
株式の発行による収入	448,367	—	448,367
配当金の支払額	△31,062	△44,249	△31,062
少数株主への配当金の支払額	△23	△285	△218
自己株式の取得による支出	△462	△10,988	△586
自己株式の売却による収入	108	40	157
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>419,654</b>	<b>△56,483</b>	<b>396,337</b>
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>14</b>	<b>△7</b>	<b>107</b>
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△535,888	△158,095	△167,813
現金及び現金同等物の期首残高	1,321,557	1,153,744	1,321,557
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 785,669	※1 995,648	※1 1,153,744

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 19社 主要な会社名 株式会社りそな銀行 株式会社埼玉りそな銀行 株式会社近畿大阪銀行 りそな信託銀行株式会社 Daiwa International Finance(Cayman) Limited及びDaiwa PB Limitedは清算により当中間連結会計期間から連結の範囲より除外しております。	(1) 連結子会社 19社 主要な会社名 株式会社りそな銀行 株式会社埼玉りそな銀行 株式会社近畿大阪銀行 りそな信託銀行株式会社	(1) 連結子会社 19社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 Daiwa International Finance(Cayman) Limited及びDaiwa PB Limitedは清算により当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。
	(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(追加情報) 財務諸表等規則第8条7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社は、連結の範囲から除外しております。当該会社の概要等は、「(開示対象特別目的会社関係)」の注記に掲げております。</p> <p>なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第15号平成19年3月29日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。</p>		<p>(追加情報) 財務諸表等規則第8条7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社は、連結の範囲から除外しております。当該会社の概要等は、「(開示対象特別目的会社関係)」の注記に掲げております。</p> <p>なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第15号平成19年3月29日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社2社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社2社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社2社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった場合の当該会社等</p> <p>会社等名 株式会社長谷川 ミニター株式会社 株式会社ファースト アドバンテージ</p> <p>連結子会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で株式を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないため、当社の関連会社としておりません。</p> <p>会社等名 畿内総合信用保証株式会社</p> <p>近畿地区第二地銀の住宅ローン保証の共同出資会社として設立され出資全行の協議・総意により運営される会社であり、傘下に入れる目的でないため、当社の関連会社としておりません。</p>	<p>(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった場合の当該会社等</p> <p>会社等名 ミニター株式会社 株式会社ファースト アドバンテージ</p> <p>連結子会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で株式を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないため、当社の関連会社としておりません。</p> <p>会社等名 畿内総合信用保証株式会社</p> <p>近畿地区第二地銀の住宅ローン保証の共同出資会社として設立され出資全行の協議・総意により運営される会社であり、傘下に入れる目的でないため、当社の関連会社としておりません。</p>	<p>(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった場合の当該会社等</p> <p>会社等名 株式会社長谷川 ミニター株式会社 株式会社ファースト アドバンテージ</p> <p>連結子会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で株式を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないため、当社の関連会社としておりません。</p> <p>会社等名 畿内総合信用保証株式会社</p> <p>近畿地区第二地銀の住宅ローン保証の共同出資会社として設立され出資全行の協議・総意により運営される会社であり、傘下に入れる目的でないため、当社の関連会社としておりません。</p>
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 4社 9月末日 15社</p> <p>(2) 上記の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 4社 9月末日 15社</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>12月末日 4社 3月末日 15社</p> <p>(2) 上記の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)						
4 開示対象特別目的 会社に関する事項	—————	<p>当社の連結子会社である株式会社りそな銀行では、住宅ローン債権に係る信用リスクの削減などを目的として、過去に特別目的会社を利用して住宅ローン債権の流動化を実施いたしました。特別目的会社は、英国領ケイマン諸島に設立された会社です。当該流動化において、株式会社りそな銀行は住宅ローン債権を特別目的会社に譲渡し、特別目的会社は譲受けた債権を裏付けに社債を発行して調達した資金をローン債権の購入代金として同社に引渡しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における開示対象特別目的会社は1社で、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額は4,960百万円、負債総額は4,979百万円です。なお、当該特別目的会社について、当社グループでは議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>当中間連結会計期間における特別目的会社との取引金額等は以下の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>当中間連結 会計期間末 残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡資産 (住宅ローン)</td> <td>4,204百万円</td> </tr> <tr> <td>譲渡資産に係る劣後債権</td> <td>2,242百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 信託報酬、分配益及び事務委任手数料などの損益取引は、重要性が乏しいため記載しておりません。</p>		当中間連結 会計期間末 残高	譲渡資産 (住宅ローン)	4,204百万円	譲渡資産に係る劣後債権	2,242百万円	—————
	当中間連結 会計期間末 残高								
譲渡資産 (住宅ローン)	4,204百万円								
譲渡資産に係る劣後債権	2,242百万円								

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年  (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ38百万円減少しております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 その他：2年～20年	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年  (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ172百万円減少しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ271百万円減少しております。</p> <p>無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。 のれんの償却については、原則5年間の均等償却を行っておりますが、重要性の乏しいものは発生年度において一括償却しております。</p>	<p>無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。 のれんの償却については、原則5年間の均等償却を行っておりますが、重要性の乏しいものは発生年度において一括償却しております。</p>	<p>(追加情報)</p> <p>当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ520百万円減少しております。 また、平成22年度中に予定している株式会社りそな銀行が保有する東京本社ビルの移転に際し除却が見込まれる有形固定資産について、耐用年数の見直しを行い、当連結会計年度において臨時償却を行いました。これに伴い経常利益及び税金等調整前当期純利益は1,332百万円減少しております。</p> <p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	—————	リース資産 所有権移転外ファイナ ンス・リース取引に係 るリース資産は、リー ス期間を耐用年数とし た定額法によっており ます。なお、残存価額 については、リース契 約上に残価保証の取決 めがあるものは当該残 価保証額とし、それ以 外のものは零としてお ります。 なお、所有権移転ファ イナンス・リース取引 に係るリース資産は、 自己所有の固定資産と 同一の方法により償却 しております。	—————
	(5) 貸倒引当金の計上基準 主要な連結子会社の貸 倒引当金は、予め定め ている償却・引当基準 に則り、次のとおり計 上しております。 破産、特別清算等、法 的に経営破綻の事実が 発生している債務者 (以下、「破綻先」と いう。)に係る債権及 びそれと同等の状況に ある債務者(以下、 「実質破綻先」とい う。)に係る債権につ いては、下記直接減額 後の帳簿価額から、担 保の処分可能見込額及 び保証による回収可能 見込額を控除し、その 残額を計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 主要な連結子会社の貸 倒引当金は、予め定め ている償却・引当基準 に則り、次のとおり計 上しております。 破産、特別清算等、法 的に経営破綻の事実が 発生している債務者 (以下、「破綻先」と いう。)に係る債権及 びそれと同等の状況に ある債務者(以下、 「実質破綻先」とい う。)に係る債権につ いては、下記直接減額 後の帳簿価額から、担 保の処分可能見込額及 び保証による回収可能 見込額を控除し、その 残額を計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 主要な連結子会社の貸 倒引当金は、予め定め ている償却・引当基準 に則り、次のとおり計 上しております。 破産、特別清算等、法 的に経営破綻の事実が 発生している債務者 (以下、「破綻先」と いう。)に係る債権及 びそれと同等の状況に ある債務者(以下、 「実質破綻先」とい う。)に係る債権につ いては、下記直接減額 後の帳簿価額から、担 保の処分可能見込額及 び保証による回収可能 見込額を控除し、その 残額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は333,223百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は416,687百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は374,040百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して、必要と認められる金額を計上しております。</p>	—	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して、必要と認められる金額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>なお、賞与引当金は業績インセンティブ給与が制度として定着し、当中間連結会計期間に帰属する額を合理的に見積もることができるようになったため、当中間連結会計期間より計上しております。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>前連結会計年度までは、連結財務諸表作成時に業績インセンティブ給与の支給総額が確定していたため、未払金としてその他負債に含めて計上しておりますが、当連結会計年度より、一部計算が未確定となるため、合理的な見積額を賞与引当金として計上しております。</p> <p>なお、前連結会計年度において業績インセンティブ給与として計上した未払金は16,035百万円であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理</li> <li>・数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</li> </ul>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理</li> <li>・数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</li> </ul>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(9) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。主な内訳は次のとおりです。</p> <p>預金払戻損失引当金 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。</p> <p>利息返還損失引当金 将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。</p>	<p>(8) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。主な内訳は次のとおりです。</p> <p>信託取引損失引当金 10,782百万円 一部の銀行業を営む国内連結子会社を受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、計上しております。</p> <p>預金払戻損失引当金 6,409百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。</p> <p>信用保証協会負担金引当金 4,791百万円 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。</p> <p>利息返還損失引当金 706百万円 将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。</p>	<p>(9) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。主な内訳は次のとおりです。</p> <p>信託取引損失引当金 10,686百万円 一部の銀行業を営む国内連結子会社を受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、計上しております。</p> <p>預金払戻損失引当金 4,929百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。</p> <p>信用保証協会負担金引当金 3,958百万円 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。</p> <p>利息返還損失引当金 560百万円 将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(10) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金0百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間連結会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>	<p>(9) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(10) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金0百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>なお、従来、証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づき、証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当連結会計年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>
	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(12)リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11)リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(12)リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
	(13)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(12)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(13)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております。多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は3,312百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は4,265百万円(同前)であります。</p>	<p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております。多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は902百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は1,566百万円(同前)であります。</p>	<p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております。多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,804百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は2,651百万円(同前)であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>銀行業を営む国内連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(ハ)連結会社間取引等 銀行業を営む国内連結子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	(ハ)連結会社間取引等 同左	(ハ)連結会社間取引等 同左
	(14)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(13)消費税等の会計処理 同左	(14)消費税等の会計処理 同左
	(15)連結納税制度の適用 当社及び一部の国内連結子会社は当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	(14)連結納税制度の適用 同左	(15)連結納税制度の適用 同左
6 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>—————</p> <p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる影響はありません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる影響は軽微であります。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>—————</p> <p>—————</p>

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>固定資産の減損に係る会計基準の適用にあたり、稼動資産については、前連結会計年度の下期において、グルーピングの単位を一定の地域等から、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業店に変更いたしました。従って、前中間連結会計期間は、変更後の方法による場合に比べ、税金等調整前中間純利益は3,277百万円多く計上されております。</p>	<p>—————</p>	<p>—————</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式18,891百万円及び出資金11,526百万円が含まれております。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は317,450百万円、再貸付けに供している有価証券は9,902百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは4,927百万円です。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は20,554百万円、延滞債権額は440,993百万円です。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式19,025百万円及び出資金10,232百万円が含まれております。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは54百万円、(再)担保に差し入れている有価証券は102,934百万円ですが、再貸付けに供している有価証券はありません。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は40,444百万円、延滞債権額は470,350百万円です。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式19,047百万円及び出資金11,857百万円が含まれております。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは54百万円、(再)担保に差し入れている有価証券は86,492百万円ですが、再貸付けに供している有価証券はありません。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は22,057百万円、延滞債権額は394,291百万円です。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は13,198百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は20,409百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,147百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は225,379百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は218,495百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は202,978百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は700,125百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は749,700百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は627,474百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>
<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は310,118百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は244,549百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は278,367百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																																																														
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>コールローン及び買入手形</td><td>150,000百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>221,670百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>3,185,201百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>230,455百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>4,038百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>91,461百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>236,312百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>72,239百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>449,100百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>238百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金326百万円、有価証券1,042,347百万円、その他資産14,699百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,378百万円、敷金保証金は22,657百万円であります。</p>	コールローン及び買入手形	150,000百万円	特定取引資産	221,670百万円	有価証券	3,185,201百万円	貸出金	230,455百万円	その他資産	4,038百万円	預金	91,461百万円	売現先勘定	236,312百万円	債券貸借取引受入担保金	72,239百万円	借入金	449,100百万円	その他負債	238百万円	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>コールローン及び買入手形</td><td>60,000百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>268,558百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>4,557,319百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>274,906百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>3,929百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>207,700百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>200,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>642,556百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>475,200百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>139百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金80百万円、有価証券806,287百万円、その他資産48,474百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,671百万円、敷金保証金は23,785百万円あります。</p>	コールローン及び買入手形	60,000百万円	特定取引資産	268,558百万円	有価証券	4,557,319百万円	貸出金	274,906百万円	その他資産	3,929百万円	預金	207,700百万円	コールマネー及び売渡手形	200,000百万円	売現先勘定	642,556百万円	借入金	475,200百万円	その他負債	139百万円	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>コールローン及び買入手形</td><td>230,000百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>96,807百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>3,414,322百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>268,999百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>4,028百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>193,289百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>250,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>16,976百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>40,638百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>555,600百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>139百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金80百万円、有価証券882,434百万円、その他資産89,155百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,022百万円、敷金保証金は22,477百万円あります。</p>	コールローン及び買入手形	230,000百万円	特定取引資産	96,807百万円	有価証券	3,414,322百万円	貸出金	268,999百万円	その他資産	4,028百万円	預金	193,289百万円	コールマネー及び売渡手形	250,000百万円	売現先勘定	16,976百万円	債券貸借取引受入担保金	40,638百万円	借入金	555,600百万円	その他負債	139百万円
コールローン及び買入手形	150,000百万円																																																															
特定取引資産	221,670百万円																																																															
有価証券	3,185,201百万円																																																															
貸出金	230,455百万円																																																															
その他資産	4,038百万円																																																															
預金	91,461百万円																																																															
売現先勘定	236,312百万円																																																															
債券貸借取引受入担保金	72,239百万円																																																															
借入金	449,100百万円																																																															
その他負債	238百万円																																																															
コールローン及び買入手形	60,000百万円																																																															
特定取引資産	268,558百万円																																																															
有価証券	4,557,319百万円																																																															
貸出金	274,906百万円																																																															
その他資産	3,929百万円																																																															
預金	207,700百万円																																																															
コールマネー及び売渡手形	200,000百万円																																																															
売現先勘定	642,556百万円																																																															
借入金	475,200百万円																																																															
その他負債	139百万円																																																															
コールローン及び買入手形	230,000百万円																																																															
特定取引資産	96,807百万円																																																															
有価証券	3,414,322百万円																																																															
貸出金	268,999百万円																																																															
その他資産	4,028百万円																																																															
預金	193,289百万円																																																															
コールマネー及び売渡手形	250,000百万円																																																															
売現先勘定	16,976百万円																																																															
債券貸借取引受入担保金	40,638百万円																																																															
借入金	555,600百万円																																																															
その他負債	139百万円																																																															
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,465,649百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが9,149,290百万円あります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,927,108百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが8,672,588百万円あります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,049,701百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが8,740,644百万円あります。</p>																																																														

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再評価を行った年月日 平成10年3月31日</li> <li>・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</li> </ul>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再評価を行った年月日 平成10年3月31日</li> <li>・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</li> </ul>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再評価を行った年月日 平成10年3月31日</li> <li>・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</li> </ul>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※11 有形固定資産の減価償却累計額 209,395百万円	※11 有形固定資産の減価償却累計額 206,579百万円	※11 有形固定資産の減価償却累計額 210,513百万円
※12 有形固定資産の圧縮記帳額 62,343百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)		※12 有形固定資産の圧縮記帳額 61,870百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)
※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金115,000百万円が含まれております。	※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金97,000百万円が含まれております。	※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金98,000百万円が含まれております。
※14 社債には、劣後特約付社債719,402百万円が含まれております。	※14 社債には、劣後特約付社債663,582百万円が含まれております。	※14 社債には、劣後特約付社債680,531百万円が含まれております。
※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は496,911百万円であります。 なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。 前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ548,612百万円減少します。	※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は398,161百万円であります。	※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は453,847百万円であります。
16 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託471,455百万円であります。	16 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託440,982百万円であります。	16 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託433,580百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益15,448百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸出金償却29,783百万円、貸倒引当金繰入額26,477百万円、株式等売却損21,282百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「特別利益」には、償却債権取立益27,701百万円を含んでおります。</p> <p>※5 「特別損失」には、減損損失1,992百万円、固定資産処分損785百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益10,015百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸出金償却77,676百万円、貸倒引当金繰入額68,911百万円、株式等償却11,629百万円、株式等売却損3,409百万円を含んでおります。</p> <p>※6 「その他の特別損失」は、一部の銀行業を営む国内連結子会社における事務システム更改に伴う損失であります。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益24,421百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸出金償却76,579百万円、株式等売却損39,980百万円、株式等償却28,271百万円、貸倒引当金繰入額15,643百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「その他の特別利益」には、債権売却益40,000百万円及び投資損失引当金取崩額14,779百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	11,399	0	—	11,399	(注) 1
種類株式					
乙種第一回優先株式	272	—	—	272	
丙種第一回優先株式	120	—	—	120	
丁種第一回優先株式	0	—	0	—	(注) 1
戊種第一回優先株式	9	—	—	9	
己種第一回優先株式	80	—	—	80	
第1種第一回優先株式	2,750	—	—	2,750	
第2種第一回優先株式	2,817	—	—	2,817	
第3種第一回優先株式	2,750	—	—	2,750	
第4種優先株式	25	—	—	25	
第5種優先株式	—	40	—	40	(注) 2
第9種優先株式	—	100	—	100	(注) 2
合計	20,224	140	0	20,364	
自己株式					
普通株式	2	1	0	4	(注) 3
種類株式					
丁種第一回優先株式	—	0	0	—	(注) 1
合計	2	1	0	4	

(注) 1 普通株式の発行済株式および丁種第一回優先株式の自己株式の増加は、取得権行使による増加であり、丁種第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

2 新株の発行による増加であります。

3 端株の買取および処分による増減であります。

2 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月18日 取締役会	普通株式	11,396	1,000	平成19年3月31日	平成19年6月11日
	種類株式				
	乙種第一回 優先株式	1,731	6,360		
	丙種第一回 優先株式	816	6,800		
	丁種第一回 優先株式	0	10,000		
	戊種第一回 優先株式	137	14,380		
	己種第一回 優先株式	1,480	18,500		
	第1種第一回 優先株式	4,642	1,688		
	第2種第一回 優先株式	4,756	1,688		
	第3種第一回 優先株式	4,642	1,688		
第4種 優先株式	1,459	57,918			

II 当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	11,399	—	—	11,399	
種類株式					
乙種第一回優先株式	272	—	—	272	
丙種第一回優先株式	120	—	—	120	
戊種第一回優先株式	9	—	—	9	
己種第一回優先株式	80	—	—	80	
第1種第一回優先株式	2,750	—	—	2,750	
第2種第一回優先株式	2,817	—	—	2,817	
第3種第一回優先株式	2,750	—	—	2,750	
第4種優先株式	25	—	—	25	
第5種優先株式	40	—	—	40	
第9種優先株式	100	—	—	100	
合計	20,364	—	—	20,364	
自己株式					
普通株式	4	100	0	104	注

(注) 自己株式の取得及び端株の買取による増加並びに端株の売却による減少であります。

2 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月16日 取締役会	普通株式	11,395	1,000	平成20年3月31日	平成20年6月10日
	種類株式				
	乙種第一回 優先株式	1,731	6,360		
	丙種第一回 優先株式	816	6,800		
	戊種第一回 優先株式	137	14,380		
	己種第一回 優先株式	1,480	18,500		
	第1種第一回 優先株式	7,051	2,564		
	第2種第一回 優先株式	7,224	2,564		
	第3種第一回 優先株式	7,051	2,564		
	第4種 優先株式	2,501	99,250		
	第5種 優先株式	2,184	54,622		
第9種 優先株式	2,676	26,769			

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当連結会計年度		当連結会計 年度末株式数	摘要
		増加株式数	減少株式数		
発行済株式					
普通株式	11,399	0	—	11,399	注1
種類株式					
乙種第一回 優先株式	272	—	—	272	
丙種第一回 優先株式	120	—	—	120	
丁種第一回 優先株式	0	—	0	—	注1
戊種第一回 優先株式	9	—	—	9	
己種第一回 優先株式	80	—	—	80	
第1種第一回 優先株式	2,750	—	—	2,750	
第2種第一回 優先株式	2,817	—	—	2,817	
第3種第一回 優先株式	2,750	—	—	2,750	
第4種 優先株式	25	—	—	25	
第5種 優先株式	—	40	—	40	注2
第9種 優先株式	—	100	—	100	注2
合計	20,224	140	0	20,364	
自己株式					
普通株式	2	2	0	4	注3
種類株式					
丁種第一回 優先株式	—	0	0	—	注1
合計	2	2	0	4	

(注) 1 普通株式の発行済株式及び丁種第一回優先株式の自己株式の増加は、取得権行使による増加であり、丁種第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

2 新株の発行による増加であります。

3 端株の買取及び処分による増減であります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月18日 取締役会	普通株式	11,396	1,000	平成19年3月31日	平成19年6月11日
	種類株式				
	乙種第一回 優先株式	1,731	6,360		
	丙種第一回 優先株式	816	6,800		
	丁種第一回 優先株式	0	10,000		
	戊種第一回 優先株式	137	14,380		
	己種第一回 優先株式	1,480	18,500		
	第1種第一回 優先株式	4,642	1,688		
	第2種第一回 優先株式	4,756	1,688		
	第3種第一回 優先株式	4,642	1,688		
	第4種 優先株式	1,459	57,918		

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	配当の原資	基準日	効力発生日
平成20年5月16日 取締役会	普通株式	11,395	1,000	利益剰余金	平成20年3月31日	平成20年6月10日
	種類株式					
	乙種第一回 優先株式	1,731	6,360			
	丙種第一回 優先株式	816	6,800			
	戊種第一回 優先株式	137	14,380			
	己種第一回 優先株式	1,480	18,500			
	第1種第一回 優先株式	7,051	2,564			
	第2種第一回 優先株式	7,224	2,564			
	第3種第一回 優先株式	7,051	2,564			
	第4種 優先株式	2,501	99,250			
	第5種 優先株式	2,184	54,622			
	第9種 優先株式	2,676	26,769			

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																		
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成19年9月30日現在</p> <table data-bbox="199 481 566 683"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>1,450,544百万円</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外の金融機関への預け金</td> <td>△664,875百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>785,669百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	1,450,544百万円	日本銀行以外の金融機関への預け金	△664,875百万円	現金及び現金同等物	<u>785,669百万円</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成20年9月30日現在</p> <table data-bbox="620 481 987 683"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>1,644,748百万円</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外の金融機関への預け金</td> <td>△649,100百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>995,648百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	1,644,748百万円	日本銀行以外の金融機関への預け金	△649,100百万円	現金及び現金同等物	<u>995,648百万円</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成20年3月31日現在</p> <table data-bbox="1042 448 1409 649"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>2,045,603百万円</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外の金融機関への預け金</td> <td>△891,858百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>1,153,744百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	2,045,603百万円	日本銀行以外の金融機関への預け金	△891,858百万円	現金及び現金同等物	<u>1,153,744百万円</u>
現金預け金勘定	1,450,544百万円																			
日本銀行以外の金融機関への預け金	△664,875百万円																			
現金及び現金同等物	<u>785,669百万円</u>																			
現金預け金勘定	1,644,748百万円																			
日本銀行以外の金融機関への預け金	△649,100百万円																			
現金及び現金同等物	<u>995,648百万円</u>																			
現金預け金勘定	2,045,603百万円																			
日本銀行以外の金融機関への預け金	△891,858百万円																			
現金及び現金同等物	<u>1,153,744百万円</u>																			

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(借手側)	(借手側)	(借手側)
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1 ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 主として、現金自動機であります。 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。なお、中間連結貸借対照表に無形固定資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、27,017百万円であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。 (3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外のファイナンス・リース取引	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 14,078百万円 その他 686百万円 合計 14,764百万円 減価償却累計額相当額 動産 7,542百万円 その他 407百万円 合計 7,950百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 6,536百万円 その他 278百万円 合計 6,814百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 2,456百万円 1年超 4,775百万円 合計 7,232百万円	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 11,754百万円 無形固定資産 667百万円 合計 12,422百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 6,480百万円 無形固定資産 356百万円 合計 6,836百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 5,273百万円 無形固定資産 311百万円 合計 5,585百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 2,126百万円 1年超 3,916百万円 合計 6,042百万円	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 動産 13,774百万円 その他 627百万円 合計 14,402百万円 減価償却累計額相当額 動産 7,934百万円 その他 302百万円 合計 8,237百万円 年度末残高相当額 動産 5,840百万円 その他 324百万円 合計 6,164百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 2,409百万円 1年超 4,235百万円 合計 6,645百万円

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,394百万円 減価償却費相当額 1,329百万円 支払利息相当額 106百万円</li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法 主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料</li> <li>1年内 15百万円</li> <li>1年超 4百万円</li> <li style="border-top: 1px solid black;">合計 20百万円</li> </ul> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,350百万円 減価償却費相当額 1,312百万円 支払利息相当額 77百万円</li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法 主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</li> <li>1年内 4,698百万円</li> <li>1年超 5,497百万円</li> <li style="border-top: 1px solid black;">合計 10,195百万円</li> </ul> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 2,786百万円 減価償却費相当額 2,683百万円 支払利息相当額 206百万円</li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法 主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料</li> <li>1年内 10百万円</li> <li>1年超 3百万円</li> <li style="border-top: 1px solid black;">合計 14百万円</li> </ul> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>
<p>(貸手側)</p> <p>_____</p>	<p>(貸手側)</p> <p>1 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</li> <li>1年内 62百万円</li> <li>1年超 847百万円</li> <li style="border-top: 1px solid black;">合計 910百万円</li> </ul>	<p>(貸手側)</p> <p>_____</p>

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
地方債	174,050	174,380	330

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	389,992	754,361	364,368
債券	5,055,550	5,020,406	△35,144
国債	4,208,033	4,176,576	△31,456
地方債	295,904	294,096	△1,808
社債	551,613	549,733	△1,879
その他	614,275	628,692	14,416
合計	6,059,818	6,403,459	343,640

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は1,589百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場内国債券	30,590
その他有価証券	
非上場株式	106,603
非上場内国債券	517,662

## II 当中間連結会計期間末

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

### 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	30,083	30,270	186
地方債	210,157	213,143	2,986
合計	240,240	243,413	3,172

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

### 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	379,135	558,760	179,625
債券	5,887,197	5,827,839	△59,358
国債	5,075,719	5,018,081	△57,637
地方債	186,417	186,394	△22
社債	625,060	623,363	△1,697
その他	515,210	495,383	△19,827
合計	6,781,544	6,881,983	100,439

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、4,698百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

### 3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場内国債	29,450
その他有価証券	
非上場株式	71,230
非上場内国債	404,621

### Ⅲ 前連結会計年度末

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債を含めて記載しております。

#### 1 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	292,348	721

#### 2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
地方債	188,989	194,814	5,824	5,825	0

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

#### 3 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	385,586	589,979	204,392	216,106	11,713
債券	5,104,401	5,074,447	△29,953	7,666	37,619
国債	4,184,455	4,151,666	△32,788	3,273	36,062
地方債	250,751	253,274	2,522	3,046	523
社債	669,194	669,506	312	1,346	1,034
その他	451,885	449,103	△2,782	8,089	10,872
合計	5,941,874	6,113,531	171,656	231,862	60,205

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、5,628百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

#### 4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	29,664,971	75,556	63,489

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場内国債	30,590
その他有価証券	
非上場株式	82,705
非上場内国債	464,038

7 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	3,274,881	1,074,209	810,601	598,369
国債	2,739,498	320,309	518,381	573,473
地方債	52,857	135,084	254,322	—
社債	482,525	618,816	37,897	24,896
その他	15,212	62,902	90,446	214,070
合計	3,290,093	1,137,111	901,048	812,439

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	99,174	99,174	—

(注) 「その他の金銭の信託」は、当社が自己株式を信託方式による市場買付で取得する目的のものであり、当中間連結会計期間末における信託財産構成物は主としてコールローンであります。

III 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	331,359
その他有価証券	331,359
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	89,731
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	241,627
(△)少数株主持分相当額	67
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	△9
その他有価証券評価差額金	241,550

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより損益に反映させた額12,281百万円を除いております。

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	88,549
その他有価証券	88,549
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	13,821
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	74,728
(△)少数株主持分相当額	49
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	△4
その他有価証券評価差額金	74,674

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより損益に反映させた額11,889百万円を除いております。

### Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	159,767
その他有価証券	159,767
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	36,722
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	123,045
(△)少数株主持分相当額	△176
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	△13
その他有価証券評価差額金	123,207

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより損益に反映させた額11,889百万円を除いております。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	1,181,682	△369	△369
店頭	金利スワップ	19,885,637	23,476	23,250
	キャップ	187,358	△129	706
	フロアー	18,542	△70	98
	スワップション	30,490	72	49
	合計	—	22,980	23,735

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	3,509,176	3,340	△1,712
	為替予約	1,668,233	38,672	38,672
	通貨オプション	3,148,638	△9,835	5,808
	合計	—	32,178	42,768

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	144,113	461	461
	合計	—	461	461

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

## II 当中間連結会計期間末

### (1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	250,950	△81	△81
店頭	金利スワップ	18,381,023	24,807	24,456
	キャップ	102,943	△99	389
	フロアー	50,458	341	515
	スワップション	504,100	△19	188
	合計	—	24,947	25,467

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

### (2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	3,403,158	△606	22,329
	為替予約	1,607,048	△201	△201
	通貨オプション	2,649,069	41,474	52,770
	合計	—	40,666	74,898

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

### (3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	2,259	△4	△4
	合計	—	△4	△4

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

### (4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	64,086	200	200
	債券先物オプション	14,906	11	△54
	合計	—	212	146

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

### Ⅲ 前連結会計年度末

#### 1 取引の状況に関する事項

##### (1) 取引の内容

当社グループで取扱っているデリバティブ取引は以下のとおりです。

##### 金利関連

金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約、金利スワップ、金利オプション

##### 通貨関連

為替予約、通貨スワップ、通貨オプション

##### 株式関連

株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション

##### 債券関連

債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

##### (2) 取引に対する取組方針および利用目的

お客様の多様化したニーズに対応した金融商品を提供する上で、また、当社グループが晒される様々なリスクをコントロールする上で、デリバティブ取引は欠かせないものとなっています。当社グループでは、以下の目的でデリバティブ取引を行っています。

##### お客様のニーズへの対応

当社グループで行うデリバティブ取引は、お客様の多様化・高度化するヘッジニーズ、運用・調達ニーズに対応した商品を提供する目的の取引が中心です。また、お客様に商品を提供するにあたりましては、デリバティブ取引は内在するリスクが大きいことから、商品内容、リスクの説明を十分行った上で商品の提供を行っています。

##### 金融資産・負債のヘッジ取引

貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスクを適正にコントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。具体的には、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や将来のキャッシュ・フローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」といった「包括ヘッジ」、及び「個別ヘッジ」として実施しております。

グループ各社でヘッジ取引を行う場合には規程等を制定し、定期的にヘッジの有効性の検証等を実施する体制としています。「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、又は、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しています。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しています。

##### トレーディング取引

短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引でデリバティブ取引を行っています。

##### (3) 取引に係るリスクの内容とリスク管理

デリバティブ取引のリスクには、市場リスク、信用リスクなどがあります。市場リスクとは、金利、為替および株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。当社では、グループ全体でのリスク管理体制を定めた「グループリスク管理方針」と「グループリスク管理規程」を取締役会等で定め、この基本方針に則って、グループお取引先全体でのリスク管理に取り組んでいます。

### 市場リスク管理体制

当社グループの市場リスク管理は、当社が定めたリスク管理方針に則り、グループ各社がそれぞれの業務内容、リスクの状況に応じたリスク管理を行っています。また、当社におきましては、グループ各社の市場リスクを統括して管理する部署として「リスク統括部」を設置しています。リスク統括部では、グループ各社のリスク管理方針、規程の妥当性の検証を通じて、グループ全体のリスク管理体制の整備を行うとともに、各社がバリューアットリスク(自己のポジションに対して市場が不利な方向へ動いたときに一定の確率の範囲内で発生する最大損失額を統計的手法により算出した額。)により設定する上限枠について事前に当社と協議する体制としています。また、グループ各社の市場リスクの状況はリスク統括部が日次で把握して管理するとともに経営陣へ報告しています。

### 信用リスク管理体制

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式によるリスク額計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうえ、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設けるなどして、与信判断・管理を行う体制としております。

また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行うなどの運営管理にも努めております。

## 2 取引の時価等に関する事項

### (1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	183,880	—	△110	△110
	買建	47,366	—	△9	△9
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	9,204,457	6,172,329	117,422	116,573
	受取変動・支払固定	8,602,480	6,168,827	△84,910	△84,516
	受取変動・支払変動	2,400,500	1,823,000	△3,050	△3,050
	キャップ				
	売建	86,694	31,389	274	563
	買建	69,260	4,060	186	△73
	フロアー				
	売建	6,300	6,300	221	△66
	買建	17,008	16,897	258	236
	スワップション				
	売建	—	—	—	—
	買建	2,600	2,500	87	60
	合計	—	—	29,377	29,607

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

#### 2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	3,341,157	3,009,776	△5,684	37,760
	売建	283,084	65,130	9,187	9,187
	買建	1,046,645	637,277	△17,277	△17,277
	通貨オプション				
	売建	1,307,289	981,962	69,810	9,157
	買建	1,366,821	960,007	120,449	56,112
	合計	—	—	36,865	94,939

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定  
 割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

## (4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	105,041	—	△457	△457
	買建	5,789	—	3	3
	合計	—	—	△454	△454

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定  
 東京証券取引所等における最終の価格によっております。

## (5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

#### 【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

#### 【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

#### 【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(開示対象特別目的会社関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

当社の連結子会社である株式会社りそな銀行では、住宅ローン債権に係る信用リスクの削減などを目的として、過去に特別目的会社を利用して住宅ローン債権の流動化を実施いたしました。特別目的会社は、英国領ケイマン諸島に設立された会社です。当該流動化において、株式会社りそな銀行は住宅ローン債権を特別目的会社に譲渡し、特別目的会社は譲受けた債権を裏付けに社債を発行して調達した資金をローン債権の購入代金として同社に引渡しております。

当中間連結会計期間末における開示対象特別目的会社は1社で、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額は7,008百万円、負債総額は7,031百万円です。なお、当該特別目的会社について、当社グループでは議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

当中間連結会計期間における特別目的会社との取引金額等は以下の通りです。

(単位：百万円)

	当中間連結会計 期間末残高
譲渡資産（住宅ローン債権）	6,050
譲渡資産に係る劣後債権	2,223

(注) 信託報酬、分配益及び事務委任手数料などの損益取引は、重要性が乏しいため記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社の連結子会社である株式会社りそな銀行では、住宅ローン債権に係る信用リスクの削減などを目的として、過去に特別目的会社を利用して住宅ローン債権の流動化を実施いたしました。特別目的会社は、英国領ケイマン諸島に設立された会社です。当該流動化において、株式会社りそな銀行は住宅ローン債権を特別目的会社に譲渡し、特別目的会社は譲受けた債権を裏付けに社債を発行して調達した資金をローン債権の購入代金として同社に引渡しております。

当連結会計年度末における開示対象特別目的会社は1社で、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額は7,008百万円、負債総額は7,031百万円です。なお、当該特別目的会社について、当社グループでは議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等は以下の通りです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末残高
譲渡資産（住宅ローン債権）	5,075
譲渡資産に係る劣後債権	2,233

(注) 信託報酬、分配益及び事務委任手数料などの損益取引は、重要性が乏しいため記載しておりません。

## (1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	△19,392.98	△14,420.22	△13,711.01
1株当たり中間(当期) 純利益金額	円	10,550.40	7,585.43	23,690.06
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	6,682.94	3,916.22	16,401.22

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	2,441,991	2,483,000	2,524,656
純資産の部の合計額から控除する 金額	百万円	2,662,986	2,645,874	2,680,895
うち少数株主持分	百万円	151,133	134,021	136,188
うち優先株式	百万円	2,511,852	2,511,852	2,511,852
うち優先配当額	百万円	—	—	32,854
普通株式に係る(中間)期末の 純資産額	百万円	△220,994	△162,873	△156,239
1株当たり純資産額の算定に用い られた中間期末(期末)の普通株式 の数	千株	11,395	11,294	11,395

2 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	120,231	86,390	302,818
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	32,854
うち優先配当額	百万円	—	—	32,854
普通株式に係る中間(当期) 純利益	百万円	120,231	86,390	269,963
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	11,395	11,388	11,395
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	—	28,168
うち優先配当額	百万円	—	—	28,168
普通株式増加数	千株	6,594	10,670	6,781
うち優先株式	千株	6,594	10,670	6,781
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要		該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>子会社の企業結合に関する重要な後発事象等</p> <p>当社、及び当社の子会社である株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社は、平成20年11月7日開催の各社取締役会において、関係当局の認可等を前提として、株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社が合併することについて基本合意し、同日付にて覚書を締結いたしました。</p> <p>1. 合併の目的</p> <p>両社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベルを高め、グループ価値の向上を図ることを目的としております。</p> <p>2. 合併の方法</p> <p>株式会社りそな銀行を吸収合併存続会社とし、りそな信託銀行株式会社を吸収合併消滅会社とします。</p> <p>3. 合併の時期</p> <p>合併期日は平成21年4月1日を目処とします。</p> <p>なお、合併の効力発生は、関係当局の認可等を停止条件とします。</p>	<p>1 株式会社りそな銀行保有の東京本社ビルの譲渡</p> <p>当社の子会社である株式会社りそな銀行は、平成20年4月28日開催の取締役会決議を経て、4月30日付で東京本社ビルを譲渡いたしました。</p> <p>東京本社ビルは、同社が保有し、当社グループが使用しておりますが、譲渡後、当面は賃借により使用し、平成22年中には東京都江東区の深川地域に移転する予定です。</p> <p>本件は、移転により、地域やお客さまとのリレーションシップを一層深め、新しい企業文化の創造を目指すとともに、オフィスインフラの抜本的な改革を進め、本社部門の生産性の向上等に取組むことが目的です。</p> <p>譲渡先 三菱地所株式会社 譲渡資産 東京都千代田区大手町一丁目2番1他りそな・マルハビル、うち株式会社りそな銀行持分</p> <p>帳簿価額 581億円 譲渡価額 1,626億円 譲渡日 平成20年4月30日</p> <p>2 株式分割及び単元株制度の導入</p> <p>当社は、平成20年5月16日開催の取締役会における株式分割の決議及び平成20年6月26日開催の第7期定株主総会における定款変更の承認可決に基づき、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」)施行日の前日を効力発生日として株式分割を行い、単元株制度を導入いたします。</p>



## 2 【その他】

第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当社は、特定事業会社（企業内容の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

		(単位：百万円)
		当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
経常収益		270,163
資金運用収益		175,137
(うち貸出金利息)		142,794
(うち有価証券利息配当金)		17,757
信託報酬		12,384
役務取引等収益		46,330
特定取引収益		14,148
その他業務収益		7,487
その他経常収益		14,675
経常費用		256,775
資金調達費用		36,634
(うち預金利息)		23,163
役務取引等費用		13,013
特定取引費用		341
その他業務費用		8,349
営業経費		94,372
その他経常費用	※1	104,063
経常利益		13,388
特別利益		5,549
固定資産処分益		2
償却債権取立益		5,547
特別損失		4,785
固定資産処分損		496
減損損失		1,743
その他の特別損失	※2	2,545
税金等調整前四半期純利益		14,151
法人税、住民税及び事業税		1,932
法人税等調整額		6,905
法人税等合計		8,837
少数株主利益		566
四半期純利益		4,747

当第2四半期連結会計期間  
(自 平成20年7月1日  
至 平成20年9月30日)

※1 「その他経常費用」には、貸出金償却61,400百万円、貸倒引当金繰入額24,828百万円、株式等償却7,822百万円、株式等売却損3,159百万円を含んでおります。

※2 「その他の特別損失」は、一部の銀行業を営む国内連結子会社における事務システム更改に伴う損失であります。

3【中間財務諸表】  
 (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>			
<b>流動資産</b>			
現金及び預金	20,662	702	1,383
金銭の信託	-	99,174	-
有価証券	736,000	859,700	828,000
前払費用	281	-	1
繰延税金資産	64	32,942	32,676
未収収益	37	141	49
未収入金	17,240	27,494	32,113
未収還付法人税等	77,727	9,986	119,096
<b>流動資産合計</b>	<b>852,013</b>	<b>1,030,141</b>	<b>1,013,320</b>
<b>固定資産</b>			
<b>有形固定資産</b>			
工具、器具及び備品(純額)	1 14	1 9	1 12
<b>有形固定資産合計</b>	<b>14</b>	<b>9</b>	<b>12</b>
<b>無形固定資産</b>			
商標権	59	47	53
ソフトウェア	10	9	13
<b>無形固定資産合計</b>	<b>69</b>	<b>57</b>	<b>66</b>
<b>投資その他の資産</b>			
関係会社株式	1,111,267	1,108,147	1,111,267
関係会社長期貸付金	<sup>2</sup> 60,000	<sup>2</sup> 70,000	<sup>2</sup> 70,000
繰延税金資産	35,547	21,787	33,277
その他	5	5	5
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>1,206,820</b>	<b>1,199,940</b>	<b>1,214,550</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>1,206,905</b>	<b>1,200,007</b>	<b>1,214,630</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,058,918</b>	<b>2,230,149</b>	<b>2,227,950</b>
<b>負債の部</b>			
<b>流動負債</b>			
1年内償還予定の社債	-	70,000	20,000
1年内返済予定の長期借入金	17,000	-	-
未払金	16,265	213	31,071
未払費用	1,146	923	558
未払法人税等	6	14	22
未払消費税等	48	47	77
賞与引当金	224	139	404
その他	127	174	113
<b>流動負債合計</b>	<b>34,818</b>	<b>71,512</b>	<b>52,248</b>
<b>固定負債</b>			
社債	210,000	170,000	190,000
長期借入金	<sup>3</sup> 59,000	<sup>3</sup> 45,000	<sup>3</sup> 45,000
関係会社長期借入金	50,000	-	-
<b>固定負債合計</b>	<b>319,000</b>	<b>215,000</b>	<b>235,000</b>
<b>負債合計</b>	<b>353,818</b>	<b>286,512</b>	<b>287,248</b>

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>純資産の部</b>			
<b>株主資本</b>			
資本金	327,201	327,201	327,201
<b>資本剰余金</b>			
資本準備金	327,201	327,201	327,201
その他資本剰余金	449,986	449,922	449,953
資本剰余金合計	777,187	777,123	777,155
<b>利益剰余金</b>			
<b>その他利益剰余金</b>			
繰越利益剰余金	601,949	851,510	837,626
利益剰余金合計	601,949	851,510	837,626
自己株式	1,238	12,197	1,280
株主資本合計	1,705,100	1,943,637	1,940,702
純資産合計	1,705,100	1,943,637	1,940,702
負債純資産合計	2,058,918	2,230,149	2,227,950

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
<b>営業収益</b>			
関係会社受取配当金	387,991	48,774	593,813
関係会社受入手数料	2,414	2,832	4,828
関係会社貸付金利息	647	725	1,286
その他	549	—	549
営業収益合計	391,603	52,332	600,477
<b>営業費用</b>			
借入金利息	1,980	469	3,392
社債利息	1,148	1,315	2,284
社債発行費	—	121	—
販売費及び一般管理費	※1, ※2 2,130	※1, ※2 2,288	※1, ※2 4,324
その他	549	—	549
営業費用合計	5,809	4,193	10,551
営業利益	385,794	48,138	589,926
<b>営業外収益</b>			
有価証券利息	672	1,226	1,710
受取手数料	67	62	130
その他	149	86	152
営業外収益合計	890	1,375	1,993
<b>営業外費用</b>			
株式交付費	1,632	—	1,632
その他	0	1	0
営業外費用合計	1,632	1	1,632
経常利益	385,052	49,512	590,287
<b>特別損失</b>			
関係会社株式評価損	—	3,119	—
過年度損益修正損	—	108	—
固定資産除却損	0	0	1
特別損失合計	0	3,229	1
税引前中間純利益	385,052	46,283	590,285
法人税、住民税及び事業税	△923	△27,287	△1,024
過年度法人税等	—	4,213	—
法人税等調整額	△3,022	11,224	△33,364
法人税等合計	△3,945	△11,850	△34,388
中間純利益	388,997	58,133	624,674

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	327,201	327,201	327,201
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	327,201	327,201	327,201
<b>資本剰余金</b>			
<b>資本準備金</b>			
前期末残高	327,201	327,201	327,201
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	327,201	327,201	327,201
<b>その他資本剰余金</b>			
前期末残高	—	449,953	—
当中間期変動額			
新株の発行	450,000	—	450,000
自己株式の処分	△13	△31	△46
自己株式の消却	△0	—	△0
当中間期変動額合計	449,986	△31	449,953
当中間期末残高	449,986	449,922	449,953
<b>資本剰余金合計</b>			
前期末残高	327,201	777,155	327,201
当中間期変動額			
新株の発行	450,000	—	450,000
自己株式の処分	△13	△31	△46
自己株式の消却	△0	—	△0
当中間期変動額合計	449,986	△31	449,953
当中間期末残高	777,187	777,123	777,155
<b>利益剰余金</b>			
<b>その他利益剰余金</b>			
<b>繰越利益剰余金</b>			
前期末残高	244,014	837,626	244,014
当中間期変動額			
剰余金の配当	△31,062	△44,249	△31,062
中間純利益	388,997	58,133	624,674
当中間期変動額合計	357,935	13,883	593,612
当中間期末残高	601,949	851,510	837,626

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
<b>自己株式</b>			
前期末残高	△898	△1,280	△898
<b>当中間期変動額</b>			
自己株式の取得	△462	△10,988	△586
自己株式の処分	122	71	203
自己株式の消却	0	—	0
当中間期変動額合計	△339	△10,916	△382
当中間期末残高	△1,238	△12,197	△1,280
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	897,518	1,940,702	897,518
<b>当中間期変動額</b>			
新株の発行	450,000	—	450,000
剰余金の配当	△31,062	△44,249	△31,062
中間純利益	388,997	58,133	624,674
自己株式の取得	△462	△10,988	△586
自己株式の処分	108	40	157
当中間期変動額合計	807,582	2,935	1,043,183
当中間期末残高	1,705,100	1,943,637	1,940,702
<b>純資産合計</b>			
前期末残高	897,518	1,940,702	897,518
<b>当中間期変動額</b>			
新株の発行	450,000	—	450,000
剰余金の配当	△31,062	△44,249	△31,062
中間純利益	388,997	58,133	624,674
自己株式の取得	△462	△10,988	△586
自己株式の処分	108	40	157
当中間期変動額合計	807,582	2,935	1,043,183
当中間期末残高	1,705,100	1,943,637	1,940,702

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 満期保有目的の債券 移動平均法による償却 原価法により行っております。</p> <p>(2) 子会社株式 移動平均法による原価 法により行っております。</p>	同左	同左
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率 法を採用しております。なお、耐用年数は 次のとおりであります。 器具及び備品： 2年～20年 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴 い、当中間会計期間よ り、平成19年4月1日 以降に取得した有形固 定資産について、改正 後の法人税法に基づく 減価償却の方法に変更 しております。 なお、これによる中間 財務諸表への影響は軽 微であります。 (追加情報) 当中間会計期間より、 平成19年3月31日以前 に取得した有形固定資 産については、償却可 能限度額に達した事業 年度の翌事業年度以 降、残存簿価を5年で 均等償却しております。 なお、これによる中間 財務諸表への影響は軽 微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 商標権： 定額法を採用し、10 年で償却しております。 ソフトウェア： 自社利用のソフトウ ェアについては、社 内における利用可能 期間(5年)に基づく 定額法により償却し ております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率 法を採用しております。なお、耐用年数は 次のとおりであります。 器具及び備品： 2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率 法を採用しております。なお、耐用年数は 次のとおりであります。 器具及び備品： 2年～20年 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴 い、当事業年度より、 平成19年4月1日以 降に取得した有形固 定資産について、改正 後の法人税法に基づく 減価償却の方法に変更 しております。 なお、これによる財務 諸表への影響は軽微で あります。 (追加情報) 当事業年度より、平成 19年3月31日以前に 取得した有形固定資 産については、償却可 能限度額に達した事業 年度の翌事業年度以 降、残存簿価を5年 で均等償却して おります。 なお、これによる財務 諸表への影響は軽微 であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
3 繰延資産の処理方法	株式交付費は支出時に一括費用処理しております。	社債発行費は支出時に一括費用処理しております。	株式交付費は支出時に一括費用処理しております。
4 引当金の計上基準	賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 なお、賞与引当金は業績インセンティブ給与が制度として定着し、当中間会計期間に帰属する額を合理的に見積もることが出来るようになったため、当中間会計期間より計上しております。	賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 前事業年度までは、財務諸表作成時に業績インセンティブ給与の支給総額が確定していたため、未払金として計上しておりましたが、当事業年度より、一部計算が未確定となるため、合理的な見積額を賞与引当金として計上しております。 なお、前事業年度において業績インセンティブ給与として計上した未払金は351百万円であります。
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
6 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左
7 連結納税制度の適用	当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び当中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>これにより、当中間会計期間よりこれまで現金及び預金に含まれていた「譲渡性預金」を「有価証券」とし、受取利息に含まれていた「譲渡性預金利息」を「有価証券利息」として表示しております。</p> <p>なお、前中間会計期間末の「譲渡性預金」は409,500百万円であり、前中間会計期間の「譲渡性預金利息」は108百万円であります。</p>	<p>—————</p> <p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる中間財務諸表への影響はありません。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>これにより、当事業年度よりこれまで受取利息に含まれていた「譲渡性預金利息」を「有価証券利息」として表示しております。</p> <p>なお、前事業年度の「譲渡性預金利息」は305百万円であります。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は46百万円であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は39百万円であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は47百万円であります。
※2 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。	※2 同左	※2 同左
※3 長期借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。	※3 同左	※3 同左

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。 給料・手当 1,398百万円 業務委託料 286百万円 土地建物機械賃借料 140百万円 支払手数料 116百万円	※1 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。 給料・手当 1,306百万円 業務委託料 306百万円 支払手数料 183百万円 賞与引当金繰入額 139百万円 土地建物機械賃借料 114百万円	※1 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。 給料・手当 2,538百万円 業務委託料 467百万円 賞与引当金繰入額 404百万円 土地建物機械賃借料 271百万円 支払手数料 240百万円
※2 減価償却実施額 有形固定資産 2百万円 無形固定資産 8百万円	※2 減価償却実施額 有形固定資産 2百万円 無形固定資産 9百万円	※2 減価償却実施額 有形固定資産 5百万円 無形固定資産 16百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	2	1	0	4	注1
種類株式					
丁種第一回優先株式	—	0	0	—	注2
合計	2	1	0	4	

(注) 1 増加は端株の買取によるものであり、減少は端株の処分によるものであります。

2 増加は取得請求に基づく取得であり、減少は取得した自己株式の消却によるものであります。

II 当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	4	100	0	104	注
種類株式	—	—	—	—	
合計	4	100	0	104	

(注) 増加のうち99千株は取締役会決議による取得であります。

上記以外の増減は、端株の買取および処分によるものであります。

III 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	2	2	0	4	注1
種類株式					
丁種第一回優先株式	—	0	0	—	注2
合計	2	2	0	4	

(注) 1 端株の買取および処分によるものであります。

2 増加は取得請求に基づく取得であり、減少は取得した自己株式の消却によるものであります。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 車両 13百万円 減価償却累計額相当額 車両 8百万円 中間会計期間末残高相当額 車両 5百万円</li> <li>未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 3百万円 1年超 2百万円 合計 6百万円</li> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 2百万円 減価償却費相当額 1百万円 支払利息相当額 0百万円</li> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	<p>1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 13百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 11百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 2百万円</li> <li>未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 1百万円 1年超 1百万円 合計 2百万円</li> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1百万円 減価償却費相当額 1百万円 支払利息相当額 0百万円</li> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 車両 13百万円 減価償却累計額相当額 車両 10百万円 年度末残高相当額 車両 3百万円</li> <li>未経過リース料年度末残高相当額 1年内 2百万円 1年超 1百万円 合計 4百万円</li> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 4百万円 減価償却費相当額 3百万円 支払利息相当額 0百万円</li> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>株式分割及び単元株制度の導入</p> <p>当社は、平成20年5月16日開催の取締役会における株式分割の決議及び平成20年6月26日開催の第7期定時株主総会における定款変更の承認可決に基づき、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」）施行日の前日を効力発生日として株式分割を行い、単元株制度を導入いたします。</p> <p>(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的</p> <p>決済合理化法に基づき平成21年1月に実施が予定されている株券の電子化において、端株は電子化の対象にはならないことから、これに対応するため、株式分割を行い、端株制度を廃止するとともに単元株制度を導入するものです。</p> <p>(2) 株式分割の割合</p> <p>普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割いたします。</p> <p>(3) 単元株制度の導入</p> <p>普通株式及び各種の優先株式の単元株式数を100株といたします。</p> <p>(4) 株式分割及び単元株制度の導入の時期</p> <p>株式分割及び単元株制度の導入は決済合理化法施行日の前日を効力発生日といたします。</p> <p>上記の株式分割が前期首において行われたと仮定した場合における「1株当たり情報」の各数値はそれぞれ以下の通りであります。</p> <p>(前事業年度)</p> <p>1株当たり純資産額     △1,039.01円 1株当たり当期純利益     323.67円 潜在株式調整後1株当たり当期純利益     209.41円</p> <p>(当事業年度)</p> <p>1株当たり純資産額     △530.05円 1株当たり当期純利益     519.33円 潜在株式調整後1株当たり当期純利益     341.07円</p>

#### 4 【その他】

該当ありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社りそなホールディングス

取締役会 御中

## 監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 前中間連結会計期間の中間連結財務諸表にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月21日

株式会社りそなホールディングス

取締役会 御中

## 監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社りそなホールディングス

取締役会 御中

## 監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングスの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 前中間会計期間の中間財務諸表にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月21日

株式会社りそなホールディングス

取締役会 御中

## 監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングスの平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の8第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成20年11月27日
<b>【会社名】</b>	株式会社りそなホールディングス
<b>【英訳名】</b>	Resona Holdings, Inc.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表執行役社長 檜垣誠司
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	該当ありません
<b>【本店の所在の場所】</b>	大阪市中央区備後町二丁目2番1号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社りそなホールディングス東京本社 (東京都千代田区大手町一丁目1番2号)  株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)  株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長檜垣誠司は、当社の第8期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。